


575-176



1200501519736

575

176



KI-3X-28

法學博士河田嗣郎著

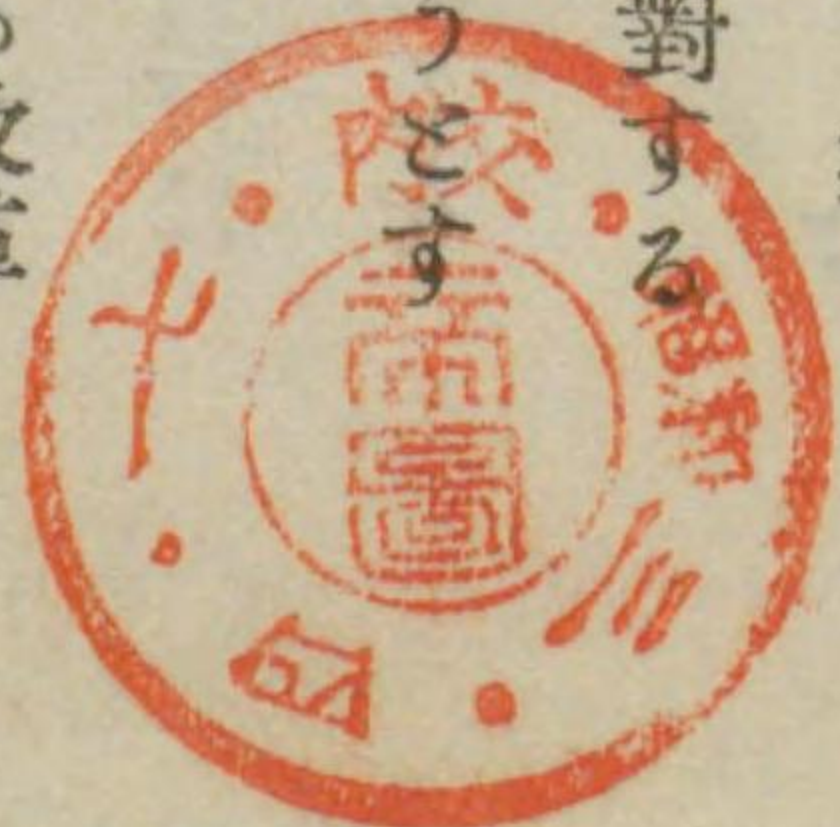
農業社會化運動

發兌 弘文堂書房

序

農村經濟の行詰りを如何にして打開するか。これは現今經濟の進歩せる諸國に共通な難問題である。そしてこれが解決策は色々の方面から色々に講究され又立論されて居るが、問題は依然として未解決のまゝに残つて居る。却て益々意義の深刻を加へつゝある。農業社會化の理論と運動とも亦この問題に對する一解答と見ることが出来る。然かもそれは問題を部分的に解決して行かうとするよりも、寧ろ全般的に又根本的に解決せんとするものである。

尤も農業社會化の運動は一般社會主義の見地から經濟組織の全體に涉る改革を行はんとする運動の一方面として表はれたものではあるが、それにしてもこれを農村問題の立場から見れば、その解決策としての獨立な意義と重要さを有する。



575-176

農業社會化運動が今日の農村問題解決策として果して有効なものであるか否か、その運動は果してよく所期の目的を達し得べきや否やの點に至つては、今の所まだ不明なことである。併し少くともその根據とする議論やその示す運動上の諸方針やに於ては、時弊に適中せるものと時務に適合せるものとが少くない。苟も農村問題の研究に志しその解決の道を考ふる者またその解決の實行に當るべき任に在る者は、この運動についても亦十分なる研究を遂ぐる要あるを否み難い。

本書に載する所は私が茲二年ばかりの間に、『經濟論叢』と『改造』とに於て公にした諸論文である。まとめて讀めば農業社會化運動に關する経過と其現狀一般とを窺ふに足ると考へたから、一冊にして刊行する次第である。

昭和三年三月

著者

目次

一 農業社會化運動

- 一 社會主義者の農村問題に對する態度……………一
- 二 國際勞働協會一派の農業改革意見……………八
- 三 カウツキ一の農業改造意見……………一二三
- 四 露西亞の農業改革事業……………三〇
- 五 ウイルブラントの農業社會化論……………三七

二 英國勞働黨の農政方針

- 一 農政問題の今昔……………五二

二

- 二 土地公有制と小作制度改革……………五四
- 三 公有制の實行策……………五八
- 四 農地管理の實行方法……………六〇
- 五 農業労働者に對する政策……………六六
- 六 農産物の販賣に關する政策……………七三
- 七 農業金融改善政策……………七八
- 八 農村教育の改善と其方針……………八二
- 九 方策の共通性……………九〇

三 獨逸社會民主黨の農政綱領

- 一 農民問題に對する社會民主黨の態度……………九四
- 二 社會民主黨の農政綱領……………九九

- 三 農業教育の改善……………一〇三
- 四 農業生産促進策……………一〇七
- 五 商業資本よりの解放……………一一一
- 六 抵當資本よりの解放……………一一四
- 七 小作人保護……………一一八
- 八 農業労働者保護……………一二三
- 九 村落共有地の整理と擴張……………一二九
- 十 大農地公有と森林公有……………一三二

四 伊太利に於ける農業社會化運動

- 一 農業社會化運動の二方面とその消長……………一四一
- 二 伊太利の農業共同經營組合……………一四八

三	農業共同經營組合の種別	一五五
四	運動の政治化と其後	一六六

四

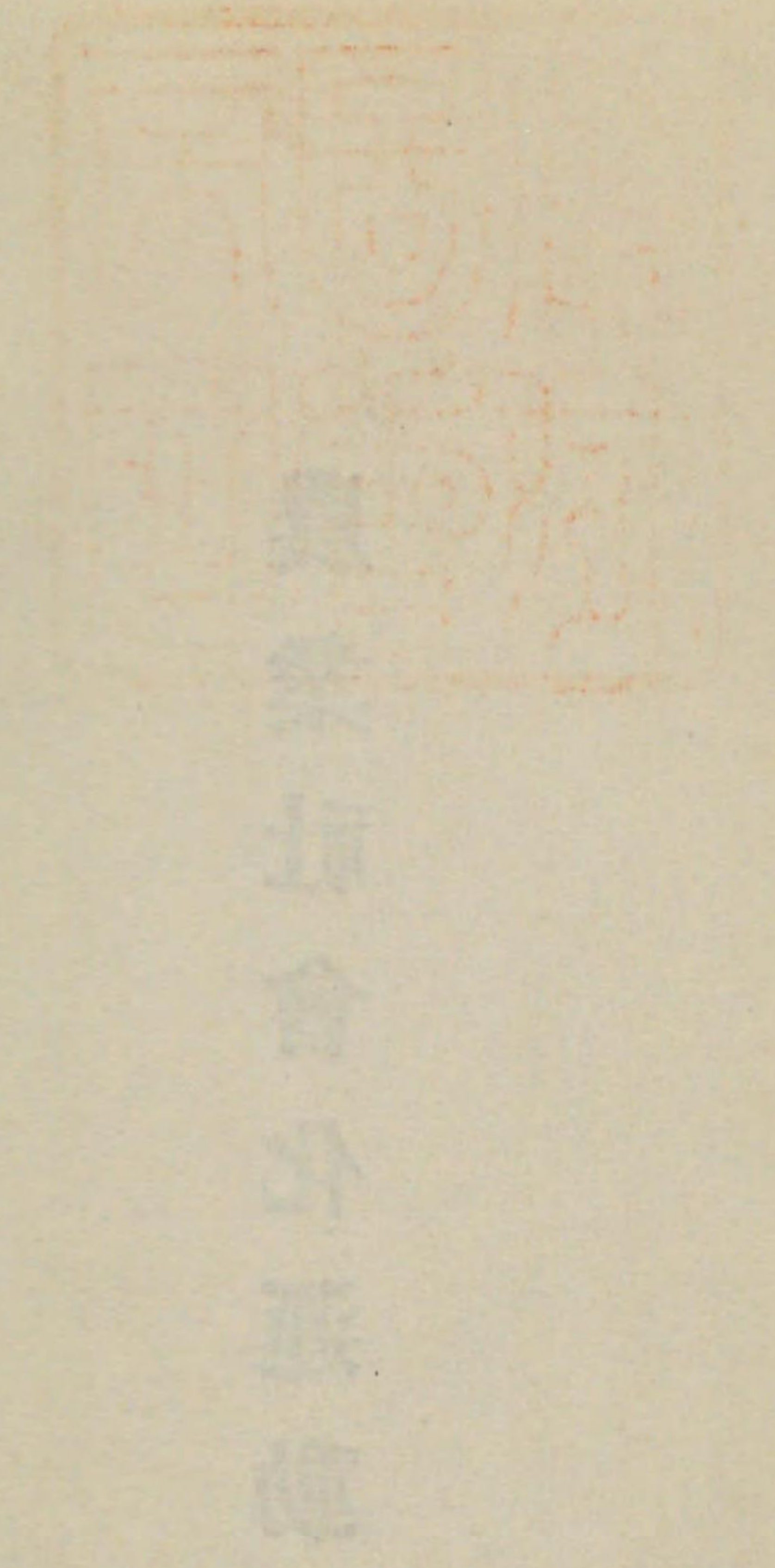
五 ツエッコ・スロヴァキア國の土地制度改革

一	戦後諸國の土地制度改革運動	一七六
二	ツエッコ・スロヴァキア共和國領城内の農村状態	一八一
三	大所有地の差押と收用	一八八
四	收用地の分割と處分	一九六
五	小作人に土地を得せしむる事業	二〇三
六	餘論	二〇九

六 露西亞の新經濟政策と農業

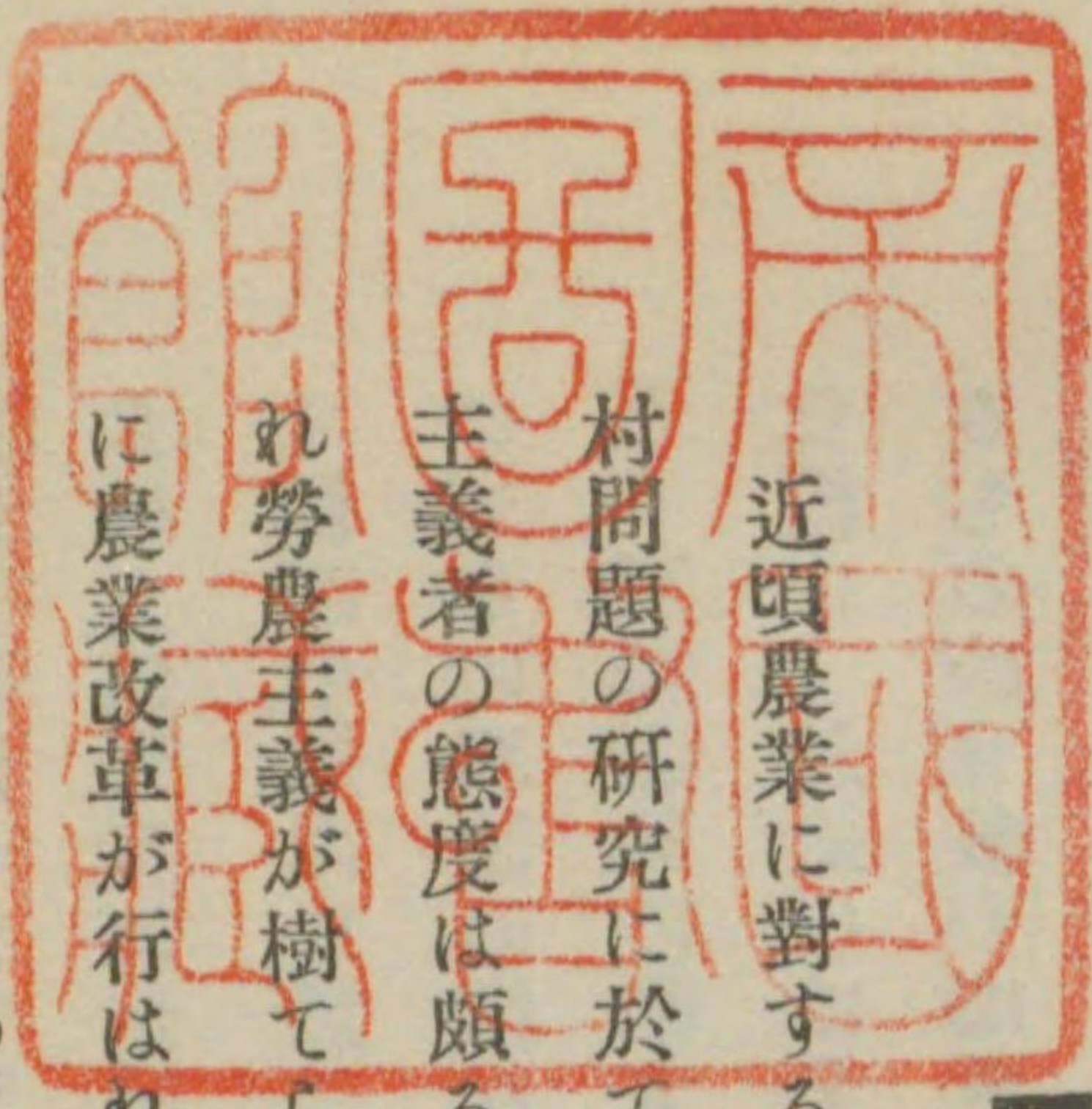
一	新經濟政策から新々經濟政策へ	二一四
二	新農業立法	二二三
三	土地整理土地改良及び農家經營規模	二二三
四	農業信用	二四〇
五	農産物市場	二四七
六	農家經濟	二五四
	以上	

農業社會化運動



一 農業社會化運動

一 社會主義者の農村問題に對する態度



近頃農業に對する社會主義者の注意はよほど深くなつて來た。即ち農業及農村問題の研究に於ても、又農業及農村の改善若くは改革運動に關しても、社會主義者の態度は頗る熱心なるものあるに至つた。特に露西亞に於て革命が行はれ、勞農主義が樹てられ、又中歐諸國に於て社會主義若くは社會政策の旗幟の下に農業改革が行はれるに至つてからは、社會主義者の農業に對する接近は甚だ著明なものとなつて來た。惟ふに之は一面に於ては農業及農村問題それ自身が段々近頃喧しい問題となつて來て、世界大戰以來殊に問題の意義と重要さを増して來て、經濟問題として又社會問題として是非とも十分に講究せられる必

要が生じ、その解決もまた一日も忽にすべからざるに至つたに依つて促された現象であると同時に、一面に於ては又社會主義としても農業方面を閑却して居ては、理論として又實際運動として共に完全なるを得ないことが、切實に感じられるに至つたが爲めと見なければならぬ。

従來の狀況に於ては、社會主義は工業労働問題を地盤としたと見ても大過ない。その理論の構成に於て主として材料を此方面から採つて來たばかりでなく、實際運動の勢力も此の方面に依て支持せられ發展せしめられた。前に述べた様に、最近には大分様子が變つて來たけれども、従來諸國の社會黨といはれるものは、多くは農業労働者ならざる労働者の政治的結社であり、労働組合といへば又多くは農業労働者ならざる労働者の組合であつた。即ち英國の労働黨にしても、主として工業労働者と礦業労働者と交通業労働者との造れる労働組合を以て基礎と爲し、之に他の消費者團體その他のものが加盟して出來て居る

ものであつた。獨逸の社會民主黨亦然り、當初殆んど工業労働者の黨派たる觀があつた。

けれども社會主義者の政治的結社は必ず工業労働者の黨派でなければならぬといふ理論上の根據はなきことである。ただ従來は實際に於ける事情の發展上、工業特に現代的なる大工業に於て資本主義が育成せられ、從て労働問題も此の方面に於て最も早く展開し、労働運動も最も多く又最も活潑に此方面に於て行はれたものだから、現代的なる一種の労働哲學としての社會主義も亦この方面に於てその地盤の上に發育することゝなつたに過ぎぬ。その事情以外には社會主義及社會主義運動が農業を排除すべき理由もなく、又これを無視すべき原因もなかつた。

元來社會主義は一般的なる世界觀に立脚し、社會生活の一般的原理に關する一體系である。社會主義運動は從てまた社會全體ひいては人類一般の福祉の増

進を以てその最高の目標とする。社會主義運動は決して一部類の者の利益を代表するものではない。たとへそれが労働問題の解決の爲にする運動であらうとも、それは決して工業労働者のみの利益の爲めに行はれるものではない。否更に廣く之を見て労働者といふ部類の人々の利益の爲めに行はれる運動でもない。又たとへそれが無産階級の解放運動であらうとも、それはたゞ無産階級の利益をさへ増進しその福祉を十分ならしむれば足りるとするものではない。労働者に關する問題を解決し無産階級を解放することに依て全社會の調和を圖り、社會一般の發達を齎し、社會の各人をして平等に生存上の機會に霑ふを得せしめ、人格の完成と能力の發揮とに關して、均等なる社會的待遇を得せしむることが、社會主義運動の目的とする所である。社會主義は實に斯かる社會の實現を以て最も合理的なりとする主張である。

今一度これをいへば、社會主義運動の目的とする所は、一般的なる新經濟主義を樹立するに在る。即ち一體全部としての社會の改造と、一體系としての文化一般の向上とを圖るに在る。此事は苟も社會主義たるもの、齊しく目的とする所であり、又社會主義的黨派の一樣に目標とする所であつて、その運動はこの最高目的に向つて進む外はない。

されば今社會主義にして農業と農村方面とを閑却するが如きことあり、その研究はたゞ工業労働問題に關してのみ行はれ、礦業乃至は交通業労働問題を併せ研究するのみで自ら足りりとし、その運動はまた農業問題の解決を度外視するやうなことがあつては、それは社會主義理論としても甚だ不完全なものたるを免れ難く、社會主義運動としては甚だ片手落のものたる譏を避くる由がない。所が從來の實狀に於ては、この非難を招くことの如何ともし難きものがあった。特に社會主義運動の初期に於て農業方面の忘れられたる嫌があつた。よし農村問題は全然閑却せられないにしても、大抵の社會主義者の所見と、

社會主義運動の政綱とは、工業労働状態の觀察に依て得られたる材料に據り、又之が研究に依て爲されたる結論をば、直ちに其儘に農業に當嵌めんとしたものであつて、この事は之を社會主義運動の歴史に照し見れば、掩ふに由なきものがある。

けれども今や事情は變化して來た。嘗に社會主義運動に於て農業方面を等閑に附することを許さない實狀が生じて來たばかりでなく、社會主義理論を構成するに就いては、農業方面に關しても、よく農業そのもの、性質を明かにし、その生産の實狀から労働の實狀に至るまで、十分精細な研究を遂げた上で、よく之に適合するやうな理論を立てなくては、社會主義と農業とは遂に縁なき衆生となる外はなきことが、社會主義者に依ても段々自覺されざるべからざるに立至つた。この農業特有性の研究の必要といふことは、彼の修正派の社會主義者の主張に依て高調せられて以來、大いに一般の注意を喚起するには至つた

が、露西亞に於ける共產主義建設の實際運動が、農村の事情の爲めに當初の計畫を失敗に歸せしめ、革命事業の跡始末としては、殆んど根柢から計畫を變更して、殆んど新らしい主義と方針との下に建設の功を收むる外なきに至らしめた實物教育は、更に一層深刻に一般の反省を促すに至つた。

然らば社會主義者が初めて農業に對して積極的態度を示し、農業の改造に關する纏つた意見を公にするに至つたのは、何時頃からのことであるか。又その當初の改造意見なるものが、よく農業の實狀に適合し農民の眞實之を要求し又援助するを喜ぶものであつたか、それともそれは工業労働や工業生産について得られたる智識と改造計畫とを直ちに其儘に農業に當嵌めんとするものに過ぎないで、農業に關する特殊研究の行はれた結果として成れるものでなく、從て農業生産の眞の性状にも適合せず、又農民の要求する所にも適中せず、更に廣く農民心理にも合致しないものであつたか。其後引續いて表はれたる社會

主義者の農業改造の意見はどの位變調を呈して來たか。以下少しく其の意見と運動とを述べてみよう。

二 國際勞働協會一派の農業改革意見

農業に對する社會主義運動の見地は、一八六四年に倫敦に設けられたる國際勞働協會 The International Labourers' Association に依て初めて大體決定されたのである。然るに一八六七年に瑞西のローザンヌに開かれた協議會に於ては、佛蘭西から出席したブルードン派の社會主義者等とマルキシストとの間に土地問題に關して甚しき意見の相違を見るに至つた。即ち土地所有制に就いて前者は小農地所有制を支持し、之を以て個人的自由の保障さるゝ基礎を爲すものだと主張したのである。然るにマルキシストは土地の公有制を主張し、大農地たると小農地たるを問はず、土地私有制の行はるゝことを以て、農村にも資本

的搾取の行はれる道を存せしむるものと考へた。そしてマルキシストが土地公有制ならざるべからずとする理由に至つては、其翌年白耳義のブラッセルに催されたる協議會に提示され、大多數を以て議決せられた。その理由とする所は大體次のやうな意味のものであつた。

- 一、生産上の要求と科學的なる土地耕作法則の適用とは、農業經營を大規模にし、機械を使用し、多數勞働者の共同作業を必要とする。
- 一、農業に於ける勞働と所有とは恰も鑛山や鐵道に於けるが如くに取扱はれねばならぬ。
- 一、土地の生産力はあらゆる生産物に原料を提供し、あらゆる生産用具と總ての富との源を爲すものであるが、然かもこの生産力は元來勞働に依て造られたものではない。

此等諸點の顧慮からして協議會は、近代社會の經濟的發展は土地をば社會の

共有物と爲すことを以て社會的に必要缺くべからざる所としたものだと見るといふのである。そして土地は鑛山や鐵道など、同様に、國家からして労働者の農業共同組合に給付すべきものとする。即ち技術と科學とは農業經營を大規模のものとするを要求するのであつて、近代經濟の發達は事實上この要求に向つて進んだ。其所からして實に土地の社會的共有制の必要は生れる。而して此の共有制の下に於ける農業經營の最も適當なる形式は農業生産組合の外に存しないといふのである。

このブラッセル協議會の決議は盛なる討議の結果出來上つたのであるが、その討議に對して最も働いたのはエッカリウス J. George Eccarius であつた。彼は謂ふ迄もなく大農主義の熱心なる主張を爲したのであつて、小農主義に關して佛蘭西と英吉利との實狀を比較し、小農制の廣く行はれて居る佛蘭西の小農民が如何に過度負債に苦み、其の生産能率低きかを示した。即ち英國流の大規模經營では、農民は一人が一年間に生産する價格は平均七百十五フランに及ぶに反して佛蘭西の小規模經營に在つては僅かに二百十五フランの生産能率しか表はし得ない。されば彼の見る所を以てすれば、小農制は之を現代の大農制に比較すれば、恰も手車紡績や手機織が機械紡績や機械織に對するのと同様な關係に在るとしたのである。

彼は謂ふやう、大農業に於て百人の労働者が蒸汽力や機械力の助を藉り共同作業を爲して行けば、三百人の小農民が個々別々に人間力以上の労働をして生産する所のものと同様の生産を爲し能ふ。果して然らば現代の經濟はかゝる小農制の存する所では其制を抑制し廢除することを要求し事情は之を命する筈である。現今小農制は政治的にも社會的にも經濟的にも裁判せられて居る。其の判決は既に下つて居る。それは到底現代産業と社會的進歩とに伴つて歩調を一にして進み得る同伴ではないのである。小農制は實に現代の政治的並びに社會

的進歩の車輛に於ける第五の車輪である。それは佛蘭西にしる他の何れの國にしる勞働運動を妨げる鉛錘たるに外ならぬ。されば勞働者たる者は、小農主義を普及せんとするあらゆる努力に對しては、之を萌芽の中に摘み取つてしまはねばならぬのであつて、之を摘み取るべき直接の利害を有つて居ることを忘れてはならぬ。未墾地や公有地の如きは之を小農地に分割する代りに大農地として農民共同組合に給付すべきである。王領地や寺領地の如きも斯くすべきである。尤もそれは永久的の所有地としてではなく、社會をして食料品の源泉たる土地に對する支配を爲すを得せしめん爲に、小作契約の下にこれを給付すべきである。

此エツカリウスの主張はブラッセル協議會に於て大いに優勢を得、協議會は土地の所有を社會公共の手に移すことは正當なりとして之を決議した。然し其土地を耕作經營する方法に關しては意見の一致を見なかつた。此點に關する意

見の相違は翌一八六九年のバーゼル協議會の折にも依然として一致を見なかつたのである。即ち社會公有のものとせる土地は之を國家又は地方自治體が自ら耕作經營すべきか、それとも之を個人又は農業組合に委ねて耕作せしむべきかについて争はれたのである。

そこで協議會としては、土地の私有制を廢止し之を社會の公有と爲すべきことだけは、決定的に決議するが、その耕作經營の組織方法に關しては、各分會に於て十分に調査研究すべきものとし、協議會はその研究を希望する旨を明かにしたのである。この調査研究に關しては瑞西ジュネーヴの分會が先づ宣言書を發して實行計畫を示した。同分會は當時最も會員も多く又精神的に活潑なインターナショナルの團體だつたのであつて、社會の公有となれる土地が如何にして社會的に管理せられ耕作せらるべきかの計畫を公にしたのである。その分會の見る所では、大資本は抵當貸付の手段に依ていつも自作小農民から其の所

有地を奪ふものであるが、然し大資本のみならず科學と技術とに依て獲得せられたる手段も亦大農經營に用ゐられて小規模經營の有するあらゆる競争能力を亡ぼしてしまふものである。大經營は小經營の用ゐる高き人間労働をば安き動物や蒸汽力と入替らしめる。例へば英國では一八五一年から一八六一年に至る十年間に農業従業者の數は八萬八千四百四十七人を減じたるに拘らず土地の方では十萬モルゲンの公有荒蕪地が私有地となり又私的に經營せられるに至つた。加之大經營は酒精醸造、麥酒醸造、製粉其他之に類する工業と結び付くことが出來、又その廢物は家畜を増殖せしめ、從て厩肥の生産を増加せしめる。尙又灌溉排水を組織的にするを得、合理的にして良く目的に叶へる輪作式の播種や栽培が行はれる。又小農が隔れる住家と農地との間を往復したり荷物を運搬したりすることから生ず徒勞と浪費とを省くことが出來る。更には又小農地に伴ふ畦畔や溝渠や歩道などの冗費を省いて總べて之を耕作に用ゐるを得せしめ

る。又大經營は其生産物が多量なる爲に現代の交易機關を十分に利用するを得、生産物市場に對して力を獲て有利の販賣を爲すことが出來る。つまり安く生産して然かもより好く又多量に生産するを得るから、第一には土地は經營上から之を見てより多くの價値を發揮するを得ることとなり、然かも大經營は土地をその所有者の死亡移住等の事故が生じたり其他販賣に付せられたりする機會ある毎に購入合併するを得せしめる。第二には更に大規模經營は社會の一般利益に合致し一般の公共的な福利を増すから、其點から見て欠ぐことの出來ぬ必要なものとなつてしまふのである。

かるが故に小農民的な農業經營は、資本の優越力により又經濟の勢力により、又事實の過程と社會の利益とに依つて、漸次没落すべく終審的に無慈悲に判決せられてある。そしてそれは諸國の統計の實證する所である。

宣言書の示す所は大體右の如くであつた。然らば此の事情に對して如何なる

ことをしたらばよいかに就いては、宣言書は、歐大陸の人々は英國の人々のやうに、たゞ資本主義の發展を自然のまゝに放任して依て生ずる色々な結果をば天命として諦めるやうな風であつてはならない。事情に先つて、十分なる洞察と先見とを以て、土地の私有制を整へ、收用すべきものは收用して、運命が來つて之を餘儀なくしない前に、社會國家的な施設をなさねばならぬ。問題解決の道は農業労働者諸君が結合して、其結合の力を以て當然主張すべき權利を主張し、土地に就いては諸君が之を有効に使用すべき共同組合を組織すべき團結を整ふるに在る。土地は地内に包藏されたるあらゆるもの及地上に存在するあらゆるものと共に天の賜賚である。そして全人類の不可分のなる共有物である。此の本性に従て土地が全社會の共同所有物となるならば、土地は猥りに分割されることもなく、賣却されることもなく、たゞ全社會の利便の爲に耕作共同組合の借用物として給與されることゝなると聲明した。

この原理的な考察に應じて宣言書は更に左のやうな實行計畫を公示したのである。宣言書はいふやう。

此の當面の目的を達する爲に既に早くより總べての國々の都市労働者は結合して居るのであつて、今や彼等は農業労働者即ち全世界がその食糧を與へて貰つて居る所の農業労働者諸君の前に出て來た。それは諸君に左の七項を呑み込んで貰ひ又實行して貰はん爲めに兄弟分としての握手を求めん爲である。

一、一村落又は一部落の小自作農家は、其の土地と家畜と業務用建物と農具と勞力とをば、科學と技術とのあらゆる手段の使用に於て共同の經營として結合せん爲に一の生産組合を作ること

二、從來日傭労働者としては又は又は作男作女として働いて來た所の總べての無所有労働者は、同一の權利を有する組合員として加入せしめられ、特別の規約に依て定められる所に従ひ、その生活手段を與へられること

三、小自作者は後日事物に適合したる規定の爲される迄は、其提供せる土地と建物と家畜と器具と種子と食料及び飼糧貯藏とに對して、其爲に共同に選出したる委員會に依て評價したる價格に従ひ、組合から一定の利子支給を受くること

四、總べての純収益は共同所有とせられ、その用益に關しては定款規約を造り、それに従て各組合員平等の權利を有すること

五、此等の共同組合は相互に密接な關係を有すべきのみならず、工業労働者の生産及消費組合其他すべての労働者組合と密接な有機的な結合關係に立つべきものとする。蓋し之に依て、ソリダリチーの原則に従ひ、道德的に又物質的に、同胞として併存共立し、あらゆる資本主義的なる又政治的なる抑壓をば共同的に克服せんが爲めである。

六、小自作農民が未だ共同組合的耕作經營の必要を十分理解するに至らない

か、又は怠惰な習慣と狭量な利己心とから免れることの出来ないやうな村落に在つては、無所有者のみが自分共の間に於て先づ農業共同組合を組織し、その自然權に立脚して、地方自治體や國家や寺院やに屬する土地か然らざれば他の方法に依て獲られたる土地をば、共同耕作の爲めに全力を盡して要求すべきである。

七、大農地に於て働く無所有者等は十分緊密に結合して其日々々の賃金以外に年々の純収益に對して適當なる歩合の分配を要求せねばならぬ。そして此分配にあづかることに依て業務の指導と管理とに責任を負ふこととし、若し事情の一般的なる變革に依り地主の獨裁的支配が廢滅に歸するに至るならば、其曉には、其農事經營をば民主的なる共同組合方法に依て自ら實行し得るやう用意を整へて置かねばならぬ。

斯く實行計畫を掲げたる上、宣言書は、農業に於ける同胞労働者に對して熱

情に充ち満ちたる宣言を爲した。曰く、諸君の中何人にまれこの宣言の精神を理解せる者は、家々村々を訪問せよ。そして諸君の同僚をば、其の古き軛に慣れて眠れる夢より喚起せよ。彼等に解放の手段を説き聞かす爲めに。同胞團結を組織する爲に。そして社會民主黨の新しき使徒を造る爲めに。かくて農村の住民が都市労働者の團結に結合すること速かなれば速かなるほど、又多數なれば多數なるほど、總べての悪から解放せられる大いなる日は速かに到達するであらう。

此の大宣言は爲されたのであるが、併し其結果は殆んど零であつた。瑞西や南獨逸に於ては無所有農業労働者は有機的なる大團結を組成するに足るほど多數には存しなかつた。小所有自作農民は社會的土地共有制と共同的耕作經營に關する此の新福音に對しては何等の好意的反應を示さなかつた。バーゼル協議會の決議は、彼等小農民がそれに向つて年久しく又執心に努力せる所のものに

對する否定であつた。謂ふ迄もなく小農民は土地が欲しかつたのである。益々多くの土地を獲之を自己のものとして保ち、又それを自分の手で獨立に耕作經營することを誇りともし、喜びともし、又安神にもしたのである。彼等はその境遇の現状が決して十分快適のものにあらざるは、よく之を知つて居つた。けれどもそれは祖父の時代や父の時代に比較すれば大分進んだものであつた。彼等の社會民主的運動に對する態度は從來は冷淡であつたが、たゞ冷淡なるに過ぎなかつたのが、今やこの決議と宣言とを見るに至つてからは、一步を進めて明かに敵對的のものとなつてしまつた。¹⁾

右に示すが如く一八六四年以來社會主義者は積極的に農業に向つて働きかけ、農業問題に對する態度を明かにし、農業改造方針についても具體的計畫を指示したのだつたが、それは殆んど農業に關する十分なる研究と農民心理に對

1) Ed. David, Socialismus und Landwirtschaft, I. Bd. Berlin 1903 に據る

する同情ある理解を以て爲されたるものでなかつた。一斑を見て全豹を察し、それに依て一般の方策を立てんとするものであつた。即ち彼等は工業労働者の喜ぶコレクチヴィズムの計畫を以て直ちに農民の心を捕へんとしたのである。けれども元來農業生産の實狀は從來示されたる社會主義教理の根本問題と矛盾する所が少くなかつたものだから、その事が農業と社會主義との連絡の妨を爲す所が些少でなかつた。

この事情に鑑みて修正派社會主義者の修正説は表はれるに至つた。即ち他の諸多の方面と共に農業方面に關する社會主義學說特にマルキシズムの修正を要する所あるを唱ふるに至つたのである。²⁾

元來マルクスも、エンゲルスも都會の人であつて、後者は暫く田舎に在つて農民に接觸する機會を得たこともあつたけれど、農民に對しては寧ろ輕蔑を禁じ得ざる有様であつた。所謂マルキシストの教義が本來農業に對する十分の理

2) Ed. Bernstein, Die Voraussetzungen des Socialismus und die Aufgaben der Socialdemokratie, 13. Taus. Stuttgart 1900, S. 61 fg. 參照

解と農民に對する温き同情とを以て出來上つたものにあらざるは、事情止むを得ざる所と謂はねばならぬ。³⁾

とにかく上に述べるやうなわけだつたが、其後農業方面の問題が社會主義に於ても漸次重要視されねばならぬ實狀の熟するにつれて、社會主義的なる農業改造意見も新に公にせらるゝものあるを見るに至つたが。意見そのものに於てはまだ餘り多くの變化を見ない。即ち依然として土地の公有制と公共的な大農組織による經營を推奨して居るのだが、中間に於ける色々な人々の意見や協議會の決議などは省略することにして、茲にはカウツキーの此問題に關する所見を叩いてみやう。

三 カウツキーの農業改造意見

カウツキーの見る所を以つてするも、資本主義は決してよく農業の實狀と調

3) W. Sombart, Der proletarische Socialismus, 10. Aufl. I. Bd. S. 257 ff. 參照

和し得るものでなく、資本主義が發達するにつれて農業は却つて悲境に陥らざるを得ない。されば農業の立場を堅固にし其の發達を期せん爲には資本主義は克服されねばならぬ。そして土地に對する私有制と賃傭労働と植民的搾取政策とは廢除されなければならぬ。けれどもカウツキーは、我々は決して直ちに農民の所有する土地を沒收するといふのではないのであつて、其點について誤解して貰つては困ると述べて居る。彼の觀る所では、土地沒收は無産階級の利害に一致しないばかりでなく、多くの場合之れに反する。即ち農民の所有地を沒收するに於ては食料生産状態は之が爲に混亂に陥り、それは全社會の困惑を齎す次第なれば、無産者は自分共の天下が出来たにしても農民を助け其の生産法の改善を教へ生産力の増加を圖らねばならぬ。そして一方に於て社會的生産組織を整へ新經營方法を用ゐ、生産能率の十分なる發揮と、生産従事者の状態及境遇の大いなる改善とが行はれて、範を天下に垂れることになれば、農民は

必ず従來の經營方法を捨て、新經濟組織に入つて來るに相違ない。之を爲すことが實に無産階級支配の下に於ける新經濟時代の農業に對する任務といはなければならぬ。

由來農民は土地を熱愛するものと信せられて居る。彼等は如何なる事ありとも土地を益々多く得ることをこそ欲すれ、土地を捨て、新たなる社會主義的組織に加入して來るものではないとも考へられる。それも成程事實であつて、一概に否認することは出来ない。けれども同時に又事實に於ては、農民の中には土地を所有するを以つて却つて其の境遇を束縛され經濟上にも不利を被る所以と見て居る者のあることも否み難い所で、その傾向は現在既に著しく又益々著明になつて行くものと見て差支ない。

惟ふに現在の労働者階級は一般的に之を觀て、たゞ衣食住の充實のみを希ふものではない。それよりもより多く『暇』と『自由』を希ふものである。然るに

今若し社會主義生産組織に於て労働時間が短縮され、暇が出来て、自由が與へられることになれば、農村の住民も亦從來の經濟を捨て、新産業に入つて来るやうになるのは當然である。農村の無産者にたゞ土地を與へたからとて現今の離村の傾向が止むものではない。社會主義は直ちに農村を化して誘引力に充ちたものは爲し得ないが、農民離村の結果いやでもさうしなければならなくなるだらう。即ち農業を改造して、より好き生産組織を與へ、より高き地位に上ぼす必要が生じるのである。

然し此の事業を爲すに就いては、農村方面に在つては資本主義は社會主義の爲めに十分な準備をして置いて呉れないから、社會主義は科學的智識の利用に依て、技術的改良の道を自ら開拓しなければならぬ。所が之を爲すには、工業方面に於ける經驗がよく社會主義をして其業を成さしめて呉れる筈である。

然らば農業を如何にすべきかといふに、農業をして其の生産力を十分に發揮せしめん爲に先づ第一に必要なことは、個々の經營に、其の用ゐ得べき手段をば全幅に用ゐ得せしめん爲めに、最大限の大きさを與ふることである。尤も此の最大限は時代により異り又地方により相違すべき筈のものであつて、時處を無視して同一様ではあり得ない。マルキシズムは決して、如何なる場合にも大規模經營が有利だとは主張して居ないのである。マルキシズムは資本については常に大資本の優越を信じて居るが、經營の大きさについてはそんな事は謂つて居ない。けれども又同様に、何時如何なる處にても、比較的大きな生産部門に於ては、夫婦で之を行ふやうな自己經營が最も適當な經營の大きさだと言ふことは出来ない。又一般的にそれが最も能率の高い經營の大きさとも出来ないのである。現今農民にそんな考即ち自作農的小經營を以て最も適當有利な經營と見る考のあることは事實だが、それは農民が一の労働動物であつて、たゞ自己の労働のみに依つて生きて行く状態に在るからのことだ。小農的家庭經濟

は、農民が『暇』といふものを以て人間生存上缺くべからざるものと考ふるに至るに連れて、其瞬間から存在力を失ふべきものである。

即ち茲に従來の小農業と肩を並べて新たな農業生産組合が出来上り、それは春と夏と秋とに涉つては労働者を三班に分けて労働せしめ、各々一日五時間宛働くこととし、然かも冬期に於ては其の三ヶ月間労働は二班に区分せられ、各月とも一組は休暇を得るといふやうな状態が出来たならば、それを見た従來の小農經營者が、それでも尙ほ小農的自家經營を以て最上の經營方式と考へて之を固執するだらうか。恐らくそんな頑迷不靈な者は居ないだらう。農民は何はさて措いても競つて斯様な生産組合に加入することであらう。

斯くて土地私有制は自ら廢滅に歸せざるを得ない。それは先づ大所有地に於て廢亡し、次に自作的小所有地に於て滅亡に歸するであらう。

併し斯かる生産組合が作られて、労働時間が減少せられただけではまだ甚だ不十分である。尙ほ其上に智識あり科學的に教育されたる労働力が農業に注がれ、農業労働が活潑にせられ、又教養ある人士も農業に従事することを堪え得るやうな状態が造り出されねばならぬ。即ち更には學校や圖書館や讀書室や共同に藝術的享樂を爲すべき場所やが設けられねばならぬ。さうすれば寺院や宗教に對する要求はなくなつて來るであらう。

然るに更に考ふれば、農村人士の労働力を十分に發揮せしめやうと欲するならば、農業と工業との結合の道を造ることを必要とする。即ち一方には田舎の小工業を復活すると同時に、他方には都會の大工業を田舎に分布する必要がある。現今のやうに農村には農業を主とし其他僅かばかりの原始産業が残つて居るばかりで、昔からの小工業は亡ぼされてしまい、新しい工業といふ工業は悉く都會に集められて居るやうでは、田舎の労働力は年中を通じて十分に利用されることが出来ないし、又労働の轉換も出来なくて、其の力を十二分に發揮す

る餘地はない。

要するにすべて斯かる道筋に依て行はれる社會主義の改造事業は、農業に取つては一大變革である。それはたゞ單に農業生産を増加することのみを目的としない。農村の人々をして單なる勞働動物たる現狀から解放して、自由な人間たる地位に上げさんとする事業である。彼等から資本主義的搾取を取除き、農業に新生命を注入し、彼等をして現代的智識と現代的完成とに到達せしめんとするものである。資本主義は十九世紀に於て主として専ら工業と交通業とを改革した。二十世紀の残りの大部分を支配すべき社會主義は工業よりもより多く農業を變改しなければならぬのである。⁴⁾

四 露西亞の農業改革事業

カウツキーの農業改造意見は從來社會主義者の團體に依て公にされたる意見

又は計畫と根本に於て相違する所なく、土地は之を社會の公有と爲すべきもので、其上行はるゝ耕作經營は之を農民の共同生産組合の手に依てすべきものと見るのである。たゞカウツキーは斯かる農業の社會化を強制的に一撃の下に行はんとせず、模範的なる共同生産組合を組織し其手に依て模範的なる作業を行ひ、範を天下に示すことに依て農民を誘つて新生産組織に入らしめ、その道による自然の發展が法則的に事情を導いて、農民は結局厭應なしに新組織に入らざるを得ざるに至り、茲に至るに至る社會化が行はれるものと見た。そして彼は其の以外に尙ほ農村文化の方面に着眼し農民をば從來の勞働動物たる境遇から上げして、自由なる人間たらしめんとすることを以て、改造の大眼目と爲すべしとした。

そこで今從來社會主義者に依て唱道せられたる農業社會化の實際運動について見れば、それは伊太利の如きに於ては既に早く多少づゝ部分的に其の實行を

4) K. Kautsky, Die Socialisierung der Landwirtschaft, Berlin, 1919

見る所があつたけれども、全般的に一大計畫の下に改造運動を見たのは、露西亞に於ける革命であつた。そのやゝ詳細なる説明は私は既に之を公にして置いたし、本書にも後に之に關する論文を収録するから(拙著『農業社會主義と組合社會主義一八九—一二三頁勞農露國の農業』參照)茲にはたゞその要點だけを示してみやう。

露西亞に於て共產主義革命が成就して土地に關する最初の政令の公にされたのは一九一七年十一月七日のことであつた。それによれば、從來大地主に依て所有されたる一切の土地は無償にて徵收するとせられ、其の收用地は聽て全露國民會議による決定の行はれる迄地方土地委員會及び農民代議會の自由處分に委せられたのである。斯くて翌年に及び一九一八年一月二十七日の政令は土地の社會有制に關する根本原則を明かにし、公に收用されたる土地及自作農民の手に残れる土地は、全人民の所有に屬し、其土地の上に現實に勞働する人々に

依てのみ使用さるべきものとせられた。そして何人でも自己及び家族の手に依て之を爲し得る限りは土地の上に働き之を用ゐるを得る權利を有すとせられ、如何なる形式を以てするも雇傭勞働は禁止せられた。そして又土地の分配は地方の狀況に應じ勞働人口に對して均等に行はるべきものとし、其土地の使用は個人的に行つてもよければ、組合又は村落團體に依て經營使用してもよいとした。

茲に於てか農民等は自作地ならざる大地主の所有地を分割してしまい、土地所有の社會化といふことは、あらゆる農地を自作農民の間に分割し各自が之を所有する意味だと解して、各自喜んでその分割所有を行つたのである。然るにボルシエヴィズムの政治家の思ふ所は固より斯くの如きではなかつたから、都會の無産者をば多數に農材に移住せしめ、此等は農村在來の無産者と合して農村貧民階級を形造り、自作農民に對して土地を要望し、兩者の間に大なる階級

的反目と激しき階級戦との行はれざるべからざる状態を造り成さしめた。(その結果農村は混乱に陥り農業生産は著しく衰退することゝなつた。)そして此等貧民階級の者は共産團體を造り、政府は一方その共産團體に對して種々の特典を與ふると同時に、自作農民をば業務經營上困難に陥らしめ、漸次彼等を誘引して共産團體に加入せしむる爲に、種子や農用機械の政府管理に依り、彼等を繼子扱にせんとした。即ちボルシェヴィズムの政治家等は、上にカウツキーの示したる政略と同一のことは行はんとしたのである。然し乍ら實狀に於ては農村共産團體は所期の如く發展せず、自作農民は却つて益々其の地位を堅固にするに至つた。

然る間に中央政府は、自作農民の積極的なる若くは消極的なる抵抗により、食料問題に行詰るに至つた結果、其年の終りには早くも態度を緩和し、農村貧民が自作農民を征伐するは決して中央政府の意にあらざる旨を聲明し、同時に

眞の社會主義の建設は、勞働者と農民との連衡に依てのみ行はれ得ることは中央政府の本來確信する所なる旨を揚言し、自作農民と農村貧民とを合して一大無産階級的勢力として農業生産の復活を圖ることゝした。そして一九一九年二月十四日の政令が公にさるゝに至つたが、之は社會主義的農業組織に關する規定及び社會主義的基礎の上に農業を組成することに關する方策として知られたものであつて、革命露西亞内の耕種し得るべき土地全體は單一なる土地基本を形造り、其上に行はるべき農事經營は行政機關の手中に屬するものとした。而して農業を社會化する道としては、人々が共同團結して業を爲すを以て最も有效の道と見るが故に、政府の直接監理の下に在る國營農場、農村共産團體、組合團體等に依る耕種經營を以て、社會化の目的を達する最良方法とし、個人的個別農業はたゞ過渡的狀態として暫時之を許すに過ぎずとした。⁵⁾

此の規定はまことによく農業の根本改造を行ふに適する立派な規定であつた

5) この三種團體に依る經營については前掲拙著參照。

が、實際に於てはそれは殆んど紙上の空文たるに過ぎなかつた。即ち右三種團體による農業經營は國內の一小部分に於て行はるゝに過ぎないで、露西亞農業の中堅たるものは自作農民階級であり農業上の實權は彼等の掌握する所であつた。そして農業の共產主義化に對しては此等自作農民は飽迄反對し、漸次自給經濟に歸つて消極的抵抗を續けて來たので、政府は食料問題の爲に愈々困却し、一九二〇年に入つてからは、その生産に對して軍隊的組織の下に強制を行ふの餘儀なきに立至つた。けれども幾ら強制しても農民は徵發に應ずべきために自家の必要以上の生産をしやうとはせなかつたので、終に政府は膝を折つてしまつた。即ち一九二一年に於ける共產主義より國家資本主義への大轉回をせざるを得なくなつてしまつたのである。

斯くて即ち革命露西亞に於ける農業社會化運動は、共產組織の實行としては失敗の跡の掩ふべからざるものとなつた。共產的農業團體は發達しないで自作

農主義が確立し、たゞ暫時の過渡的狀態として許されたるものが、却つて農業組織の地盤を爲すに至り、革命は舊來の大地主制を亡ぼすには貢獻したが、完全なる農業社會化には達し得なかつた。蓋し農奴解放以來露西亞の農民は土地に餓えて居たのである。ストリピンの改革も彼等の渴を醫するに足らなかつた。共產主義革命も亦この饑餓の前には道を讓る外はなかつたのである。現在尙ほソヴェエト政策の根本に於ては土地公有制は拋棄されたとはいへぬけれど、農耕の自由と農作物處分の自由とが農民に與へられて、事實に於ては自作農主義の行はれて居るものと見る外はない状態に在る。

五 ウイルブラントの農業社會化論

露西亞に於て斯かる經驗の進行して居る間に、獨逸に於ても亦革命に伴ふ事情の變化は、農業社會化の問題を實行策として考へて見る必要を感せしめた。

上に示したカウツキーの意見も其當時更めて公にされたのだが、それは既に一九一〇年に一度公にされたるものであつた。然るに之と大同小異ではあるが、一の新たなる農業社會化の意見は、ウイルブランドに依て公にされた。茲に其の概要を摘録するは問題研究上また止むを得ざる所である。⁶⁾

エルベ河以東の(大地主制の廣く行はれて居る地方)或大地主がウイルブランド氏に宛て、よこした手紙だといふので氏が著書中に引用して居る所によれば、現今獨逸の農業の困却して居る事情は色々あるが、其中で土地の過度負債といふ事實は見遁し難い所のものである。即ち土地は其の存在量の一定したものであるのに、之に對する需要は多大なる爲めに、需給の自由なる適合に依つて其の價格の正常的なる決定を見難く、常に其の収益より計算せられる所の價格に比して之に超過する賣買價格を示し勝ちなものである。又土地は其の評價に於ては常に實際價值以上に見積られ易いものである。之が爲めに土地を抵當

6) Robert Wilbrandt, Socialimus, 1-5 Taus, Jena 1919. S. 283 fg.

として資金貸借の行はれるに當つては、其の収益が利拂に於て堪え能ふ所以上の負債の爲さるゝを例とし、とかく農業者は其の負擔に堪え難きほどの困難に陥るを免れ難い。然るに農家は經營上其他種々の事情から借金の必要に迫らるゝは免れ難き所なれば、過度負債の事實は農業一般の困難を招致することゝならざるを得ない。然かも同時に又一方には農業に於ける資金欠乏の實狀あるを見る次第であつて、其欠乏の爲に農業生産の伸張を見得ざる所實に些少なりとしない。

此困難を救ふ道は、所詮農業社會化の道に沿ふて之に潤澤な資金を注入することに存しなければならぬ。けれども之に依て生ずる利益は個々の土地所有者の懐に歸すべきものではなく、社會一般の利便として表はれねばならぬ筈のものである。所が之をして然かせしむる爲めには、土地に關する利用經營を社會公共のものたらしむる外はないのであつて、土地の占使者は從來の如く他人の

資本の奴隷とせられることなく、國家公共の爲に働くものとなり、從來の所得に等しいものが給料として與へられる状態が出来て來なければならぬ。尙又彼等は普通労働者一般に於けるが如く、純収益に對しても一定額の分配に與づかることの出来るものとなされべきである。現状に於ては、一面には土地の獨占的なる性質の結果として、不完全なる地價の騰貴を見、然かも其勢は時代錯謬的なマーケティングリズムの保護政策に依て促進せられ、敏捷なる投機者流の懷を肥やすに過ぎるに加へて、他方には斯かる事情を顧慮することに依つて負債は之を債權者の側よりは解約告知することの出来ないものとし、然かも一定額を限りて其範圍内に行はるゝものとし、其の償還は適當の年賦辨濟を以てすべきことに關する立法が缺けて居る。之が爲めに農業經濟は漸次行詰りつゝあるのである。

そこで其の東部地方の一地主といはれる人は、農業の社會化に關する一計畫

を立て、之を示した。その計畫といふのは

- 一、一定の大きさの經營に屬する農業をば先づ社會化すること
- 二、小經營農業も申出あらば社會化すること
- 三、社會化は農業及林業の爲に用ゐらるゝあらゆる土地と之に附屬せる建物とに及ぶこと

- 四、土地の賠償價格は最後の三年間に於ける平均収益額と其土地に對して登記せられたる土地臺帳面負債額の中庸を得た利率とを顧慮して之を定むべきものとし、若し地主が一時に現金賠償を必要としないならば半年の告知期間を以て、賠償價格に對して右の中庸利率に依る利子支拂を爲すべきこと

- 五、土地の利用經營は之を國營に移し、從來の農場役員や労働者は總て國家の使用者と爲し、其給料と利潤分配率とに關しては別に規定を設くべきこと

六、收用されたる土地の從來の占有者は、其地の實地經營上の指揮が依然として其手中に在り公の役人に引渡されなかつた限りは、經營指揮者としての其地位を保持し適當の給料を受くること。

七、經營が收用された土地の占有者の手に存して居なかつた場合には、彼又は彼の最親近者は一定の智能を備へたる限り其地の經營指揮者としての地位を要求することが出来る。この要請權は之を男系子孫に相續せしむるを得るが、經營宜しきを得ざる場合には消滅せしめられる。

八、町村には農事評議員を置き、之は三名宛の農業労働者と經營指揮者と、やはり經營指揮者たる一名の議長とより成る。

九、町村農事評議員の任務は、出來得る限り生産手段を完全にして農業生産を振興すること、生産物を消費者に配給する道を整へることであつて、其

の爲に必要な資金は國家が調達する。

十、縣農事評議會は國家選舉法の規定により全縣内より選出され、労働者と經營指揮者と同數より成立ち 議長は經營指揮者中より別に選定される。

十一、縣農事評議會の任務は町村評議會のそれと同一だが、たゞ各町村間の利害について特別に顧慮すべきものとする。

十二、中央農事評議會は労働者と經營者と半數宛選出せる二十四名を以て組織し、議長は獨逸國當該中央官省の次官之に當る。

といふのである。かゝる計畫が適當なりや否やは別問題とするも、エルベ河以東の地主といへば頑迷固陋の者とのみ思はれて居たのに、其の中にも斯かる農業社會化の考を懷いて居る人のあるといふことは、如何に其必要が實際的に痛感せられて居るかを示すに足る一兆候といはねばならぬ。ともかくかゝる道筋に依て農業に資本と労働とを注入し、其の振興を圖ることが必要とせられ、特

に戦後經營の爲に必要と考へられたのである。

次に勞働に關しては、たゞに農村に於ける賃金が低安なることのみならず、勞働者の取扱や、地主と勞働者間の階級的區別や、特に封建的なる關係の殘存や、大地主制が行はれて、農業勞働者は到底自立の農民となる見込なきことや、從來農民をして農村を離脱せしむる原因を爲すものとせられた。それはまことに其通りである。然るに之を緩和し農業勞働力を農村に安定せしむる道として國內移住の事業や自作農創定政策が行はれてゐるのだが、此等は果して問題解決を齎らすに足るものであらうか。之を永い眼で觀又之を大局から見れば、斯かる施設を以てしては問題は解決せられ得るものでない。小農的自作主義を以てしては到底現今の時勢の要求に應じ得られないのであつて、大規模經營は欠ぐことの出來ぬものである。大農經營は集約經營を行つて然かも勞働力を節約することが出來、同時に勞働能率を十分に發揮せしむるを得る。

けれども彼の大地主制を以て行はれる所の大農經營であつてはならぬ。大地主制に伴ふ私的支配權と、第一及第四階級間の階級的對立と、地主の命令と無産者の屈從とは是非排除されねばならぬのであつて、之を排除して然かもよく大規模經營に伴ふ技術上並びに經濟上の利點は之を發揮せしむることが出來る。それは國營を實行するに依て得られる次第で、農業に従事すべき役員を農業科學と近代技術とに依て十分に教育し又訓練し、同時に又農業高等學校や農事試驗場やを改善して行けば、階級的對立なくして、好く勞働能率を増し生産を振興するを得べき筈である。そして新時代の人々は農業高等學校と工業高等學校とに於て十分に科學的に又技術的に教育せられねばならないが、それが十分に行はるれば、國家の農事經營を實行するに適する役員を得るに困難はなく、事業は有効に行はれ得べきである。斯くて農業は恰も國營鐵道の如く大規模に經營され、之を行ふ人々は地主の爲に働くのではなく、社會一般の利益即

ち農業共同社會としての一般利益の爲に其の委託を受けて働くことゝなる譯である。

斯くすれば生産と運搬とに關しては大いに経費が節約せられ、土地の生産能力は現代的利用方法の下に増大せられ、然かも農産物の價格は労働者の生計を壓迫しない程度のものでして決定され得ることゝなる。そして此の事業を行ふについては、社會主義的農業は現時の私的農業に比して遙かに優れたる又全然異なる經濟主義の上に立つて、よく其の目的を果し得べき筈である。其經濟主義の下に於ては、現今のやうに農産物の價格は、最も不利益なる條件を以て生産を行ふ所の限界生産者の業務を立行かしむるに足るものとして定まるのではなく、又それよりも有利なる條件の下に農業を行ふ者には地代所得を獲せしむるに足るものとして決定せられるのではなくなる。さうではなくて社會に行はれる農業の全體としての生産費の平均額を標準として定まることゝなり、地代

と名づけられる所の差益的利得は發生するに餘地なきことゝなつてしまふ。成程自作農創設の事業は、獨立なる農民を創定する意味に於ては社會的に歓迎すべきものなるに相違ないが、然しそれは勞働力といふ最も大切なものを浪費する結果とならざるを得ない。現今農業に於て漸次勞働の不足を告ぐる勢の大ならんとするの際、勞働力の節約てふことは、實に大切なことたるを忘れてはならぬのである。

要するに農業振興の爲めには、資本に集約なる經營と勞働に集約なる經營と社會的軋轢なき經營とが實行されねばならないが、資本を集約にして機械や建物や肥料などに十分なる資本投下の行はれん爲めにも、又勞働を集約にし、勞働を節約し乍ら然かも必要缺ぐべからざる勞働だけは十分に之を用ゐ得る爲めにも、更には又地主と労働者、地主と小作人といふやうな階級的區別により其間に大いなる社會的軋轢の行はれるやうなことの無い經營状態を造り出す爲め

にも、必要なのは、社會の農業を集めて一體と爲し、化して社會的事業と爲すことである。現時の私的土地所有制を以てしては、農業に十分なる資本は注がれない。生きて有効に働くべき資本は注がれない。現時の小規模農業や地主農業を以てしては、十分なる労働の節約と有効なる使用とは行はれない。又現時の地主農業や小作農業の下に於ては、地主と労働者及び地主と小作人との軋轢なくして、よく共同一致的な作業の行はれんことを望むわけには行かない。どうしても土地は之を社會の有と爲し、農業經營は社會的事業として行はれる状態を造り出さねばならぬ。之を造り出して社會一體が全般的利益の爲に農業を行ふことにして、甫めてよく十分なる資本投下と労働節約と軋轢なき農業社會状態とは作り出されるのである。農業の社會化は斯くの如くにして農業を振興する。農業の復活と發展とを圖らんが爲には社會化は避くべからざる所たらざるを得ないのである。

* * * * *

右ウイブルブランドの説く所は戦後直面の問題として當時の獨逸の事情に即して考へられたものであつて、平時の普通の場合を基礎としての説明とは聊か趣を異にする所あり、彼れの著書は其第二版に於ては社會化に關する右等の議論を社會主義に關する理論的説明の部分と切離すことにして抜いてしまつたが、農業社會化に關するその根本見地は社會主義者として普通に抱かれて居る所のものと、甚しく異なる所はない。前に掲げたカウツキーの意見や國際労働協會の決議やなどに比ぶれば、農地所有を社會化するのみならず、農事經營をまで出來得る限り社會化して社會的直營を行はんとする點に於て、やゝ異なる所あるを見るに過ぎぬ。併し今それ等の詳細について比較研究する必要はないこと、その農業社會化に關する根本見地が社會主義者の間に凡そ一貫せるものあることが、吾等にとつて研究上最も興味ある所たらざるを得ないのである。

7) R. Wilbrandt, Socialismus, 6-8. Taus. Jena 1921.

尙ほ近時英國のギルド社會主義者の間にも農業社會化に關する意見と計畫を立てられ、所謂農村ギルドの提唱せらるゝものあることも、見遁すべからざる所であつて、ギルドとしての自主労働團體に依て農事經營を行ひ、農産物については正當價格なるものを決定せんとする所に其の主張の眼目は存する。茲にその大様を併せ記すは、適當のことであるかも知れぬが、拙著『農業社會主義と組合社會主義』中にかなり、詳かに叙して置いたから、本論文の餘りに長くなるを恐れ、之で筆を擱くことにする。

最後に一言斷つて置かねばならぬことは、本論文はたゞ農業社會化の意見と運動とに關する事實上の説明たるに止まり、之に對する批評は何等加へられてないことである。此の問題に關する賛否だとか、可否適不適の判斷だとか、意見や計畫に關する修正の必要の有無だとかに至つては、それは又自ら別の研究に屬することである。説明と批判とを混同してはならない。尙又農業社會化の

8) 同書二四九—二八四頁參照

實際運動については、伊太利に於ける其の部分的な試みが面白い事實として研究に値する。そして今一つ言つて置かなければならぬことは、土地所有關係を主位に置く所の農業社會化運動に至つては、スペインやオーストリア以来中々盛に行はれて居り、彼のヘンリー・ジョージ一派の土地制度改革運動の如き亦一種の社會化運動たるを失はないことである。併しその人々の意見は前掲拙著中に農業社會主義論として掲げて置いた。

9) 同書上編第二—第四章

二 英國労働黨の農政方針

一 農政問題の今昔

前世紀の中葉以來英國が商工立國の方針を採り、自由貿易政策に據つて進むやうになつてからは、農政問題は殆んど捨て、顧みられないことになつた。そして國內の農業は荒廢に傾き農村疲弊して農民著しく減少するに至つたけれども、それはたゞ自然の成行として多く悲まるゝことも憂へらるゝこともなかつた。然るに其後漸くに表はれ來りたる商工主義の行詰りと農業不振の甚しき状態とは、稍々保護政策的な氣運を見るに至らしめ、統一黨の政策はその新氣運を助長せんとするものであつた。そして終に世界大戦の大時期を迎ふるに至つてからは、國內農業の復活を要求する聲が痛切に響き渡るやうになり、

戦後政策に於ても亦農業振興の問題が重大問題とせるゝことゝなつて、茲に形勢は著しき變化を呈するに至つた。

労働黨の如きは當初は主として工業及鑛業労働者の利益を顧慮する立場に在つたが、近時右の一般的な傾向が動くやうになつてからは、農業労働者の利益をも等しく顧慮するの必要を感じ、其他一般的に農政問題に關して政策を攻へ、其の根本的の方針を決定することの重要なるを思ふに至つた。従て労働黨が政權を握つて内閣を組織した時分には、農政方面に就いても、彼れ此れと部分的な施政を爲す所があつたが、労働黨内閣は割合に短命にして倒れた爲に、大いなる政策は實施せられる所なく、その農政根本方針の如きも、纏つたものとして世に公にされる所がなかつた。然るに一九二六年七月に至つて、労働組合總會の一般協議會と労働黨の全國的執行委員會と議會労働黨の執行委員會とは、共同の名に於て農政に關する報告書を公表し、之を同年九月に開かるべき

労働組合總會議と十月に催さるべき労働黨の年次評議會とに提出するに先ち、労働運動の各部局に對して提示することになつた。その報告書は (A Labour Policy on Agriculture, Published by The Trades Union Congress and The Labour Party) 農政の各重要方面に涉つて労働黨としての一の纏つた見地を公にせるもので、英國労働黨と労働組合とが、農業政策上果して如何なる立場を執り如何なる方針を以て進み如何なる施設を行はんとするかを、その大體に於て窺ふに十分である。

二 土地公有制と小作制度改革

労働黨の農政報告書は先づ土地を以て人間生存の基礎と爲し、土地の力をば十分に又適當に使用することは、都會人に取つても田舎人に取つても最も重要な所と考へた。然るに英國現在の實狀に於ては土地と其上に行はれる農業と

いふ大産業とは、國家が之を期待するだけの物質的の收穫と社會的效果とを齎さず、農村は一方に於ては時代後れの土地制度に苦み、他方には又農業の繁榮を促進することに對する一般的なる公共の閑却と效果なき方策とが時代毎に交互に表はれる状態より苦み續けた。斯くて國家は今や現在の狀況を以て満足する態度を持続することは出来なくなつた。國家は既往半世紀間の農村疲弊の勢を阻止しなければならぬ。そして勇敢なる建設的政策に依て「より善き農業状態」^{ベター・ビジネス}と「より善き生活」^{ベター・ライフ}との三重の効果を贏ち得なければならぬとした。

此の目的を達せん爲に労働運動は、土地の公有制を布くこと、農業々務を社會的任務たらしむべく改造すること、を方針として持するものであつて、現状の如き土地の悪用と現状の如き農業勤勞者の生活状態とは到底堪へ得べからざるものである。労働運動の根本方策は、農業をば繁榮する産業として確立し、

農村をば現時の國民の當然の道德的權利たる種々の機會と愉快とを享受する所の社會として建設せんとすることに存する。

然らば先づ土地の公有制について労働黨は如何なる見地より之を行はんとするか。労働黨の見る所を以てすれば、英國農業の將來に於ける進歩は、小作制度の改正に依頼するものとせられる。そして土地公有制は次の如き理由よりして農業の有効なる開發の爲に必要なと考へられるのである。即ち元來小作制度の下に在つては地主は地主たる役目を果さなければならぬ。然るに英國の地主は土地に必要な資本の供給を爲すを怠つて居る。その狀況は到る所に於て土地の資本的設備の廢亡に徴して知り得られる。建物は腐朽し、家畜や機械に對する適當なる屋舎は缺けて居り、牝牛や豚の現代的な厩舎は見るに由なく、一般的に維持資本が著しく缺乏して居る。その上土地の灌溉排水設備も無い。然るに尙ほ地主は農業々務をして善き状態に在らしむるやう之を維持し又改良

することに怠つて居る。そして地主は動もすれば土地を遊戯場や狩場やに用ゐるのみならず、之を所有することに依て社會的利便を得ることを目的として居るに過ぎざる者が少くない。

地主は又屢々土地を賣買するが、土地に對する需要者の競争は地價を段々に騰貴せしめ、其結果土地を買取つて農業を營まんとする者は、地價として多額の資本を固定するものだから、業務の爲に用ゆべき流動資本に事を缺ぐこととなり。若し土地が抵當信用に依て買取られる場合には、其後の土地収益は利子として農業の範圍外に在り全然之と關係無き人の手中に歸してしまふことになる。そして其等の人々は農業に對して一種の支配權を握ることになつてしまふ。

土地公有制を行はなければならぬ最も重要な理由は、たとへ如何なる方法を行つても國家が農業補助の爲に金を使へば、少くとも其の一部分は必ず地主

のポケットを肥やすことになるを防ぎ難い點に存する。此事は土地私有制の下に於て國家に依り行はれるあらゆる改良事業に對する樞要なる反對理由で、研究調査にまれ、教育にまれ、灌漑排水にまれ、其他如何なる改良でも、其の促進補助の爲に用ゐられる公費は、必ずやその一部分は、事業の爲に何等頭腦も精力も用ゐない地主に對する無償の給與となつてしまふ。然るに今國家があらゆる農地の所有者となれば、彼は農業に對して實に有效なる援助を爲し能ふのである。

三 公有制の實行策

土地國有の方針はそれで定まり理由もほゞ明かになつたとして、次に問題となることはその實行方法だが、之に就いては労働黨は、英國現時の大地主制は土地公有制を以て之に代へなければならぬ必要の甚だ切迫せるものであつて、

徐々に又部分的に之を實行するを許さないから、労働運動の一般政策としては、あらゆる農業地方に於ける農業所有地をば悉く新所有制に移さんとする。即ち土地の所有は國家の手に歸すべき法律を制定し、其の實行に必要な舊所有者賠償の準備さへ整へば、法律上に定めたる期限より後れない時期に於て之を公有に移さんとするのである。たゞ都會近郊の農地にして半住宅地的な價格を有するものや、小農地を包含する或種の自作農地の如きは例外として取残され、公共の必要が之を公有にすることを餘儀なくする迄は、そのまゝ例外として私有に残し置かるべきものとする。

即ち労働黨は全國の農地を一齊に國有に移さんとするのであつて、漸行的ならず又部分的ならざる點は、公有論の實行策としては最も注目し値する所たらざるを得ない。

所有を奪はれる地主はその所有地の年次價格を基礎として賠償せられる。た

土地を適當の状態に於て維持しなかつた者は減價せられるを免れぬ。そして土地國有を實行する最も實際的な方法は土地代價を土地債券に依て支拂ひ、その國庫債券は土地より生ずる地代収入を以て造られる減債基金に依て償還せらるべきものと爲す方法である。斯くすれば、一定年數内に土地債券が悉く辨済さるゝと共に土地は完全に國家の有となつてしまふ。そして土地の價格は農業の進歩に伴ひ又農地が都會地と化するに連れて騰貴しその収入を増すものなれば、右の減債基金に依て保障せられる土地債券は毫も眞實に國家の負債を増すことなく、土地債券を造る爲めには何等新たな資本を調達する必要がない。土地債券は固より有價證券として市場に賣買せらるべきものとする。

四 農地管理の實行方法

斯くて國有にされたる農地は如何にして之を管理し、その耕作其他の利用は

どの道に依て行はるべきや。之については労働黨は、小作に關する現存の契約と習慣と事情とは、新たな事態がその改正を必要とする迄は公有制の下に於ても持續さるべきものと見、その新事態については小作人と國家又は地方自治體を代表する地方農業委員會との間に公明なる協議の行はるべきものと考へて居る。現状のやうに小作人が個人々々たる所に在つては、小作人はその小作地が公益上必要とせらるゝ場合の外、又彼が悪しき小作人たることなき限り、依然その小作地を持續することが出来るのであつて、農業の改良を行ひ收穫の増加を圖らんとする農家は決して毫も公有制に變化することを恐れる必要はないと説かれてある。

労働黨は地方農業委員會も亦適當な場合には自ら廣大な地面を耕種すべきものと見て居るが、その直營制は小作制を凌駕することなかるべきものとし、小作制を以て土地耕作の正常的方法たらしむべきものとして居る。然し地方委員

會は事情に適應して適宜の政策を行ふことについては十分なる権限を有し、或場合には小作制による小農地制を廣く行ふを以て有利とする場合もあるべく、又或場合には公益會社を起し又産業組合の類を設けて大農地の大規模經營を行はしむるを有利とすべく、又他の場合には委員會自身が公權力による直接經營を爲すを要する土地を耕作するを可とすることもあるであらう。

土地公有制の下に於ては、農業をば一の大いなる公共的業務として取扱ふ可能性は甚だ多大なるべき筈であつて、その指導はその道に於ける事情に最もよく通曉せる者の掌中に置かれ、官僚的な傾向の生ずることなきやう十分の注意の拂はるゝを要すると同時に、眞に國家に對する奉仕的精神を以て農業を改良進歩せしむることに一生の努力を捧げんとするやうな人々の共同的な作業を爲さしむる範圍を擴張することに、注意を要するものとする。その實行上の方針は地方農業委員會に依て定めらるべきものであるから、この委員會は甚だ重要

なる地位に立つこととなる。そこで労働黨は現在の地方農業委員會を大いに改造せんと欲する。即ち各委員會は農企業者及農業労働者の各團體より選ばれたる同數宛の委員とカウンチー、カウンシル及び他の適當なる團體の指名推薦せる經驗家中より農務省の選任せる人々を以て組織すべきものとし、後者は小農地保有者を包含し、この部類が委員中の多數を占むべきものとする。そしてその地方に於ける農業に關して起るあらゆる問題は此の地方委員會の審理に屬すべきものとし、その権限は農業々務を善良の状態に置くべきこと、耕作方法を改良すべきこと、保存に必要な處置を爲すべきこと、を強要するを得るものとし、農民にして甚しく管理を誤る者あらばその耕作地を取上ぐることも出来るものとする。

委員會の下には副委員會を置く。即ち例へば土地の貸付、農地の適當なる資本的設備、土地の適當なる使用、地代及公課の徴收等のことは、その権限に屬

するものと爲す。又他の副委員會は農業教育、家畜、肥料及糧秣、運搬及販賣等のことを簡掌する。

この委員會と副委員會とは土地の地代を決定するには適しない。この目的の爲には各カウンチー毎に地方土地裁判所を設くるを可とし、その役員はカウンチー、カウンシルと協議の上農務大臣が任命する。

農業を維持し奨励せんが爲には、地方農業委員會の外に更に中央に全國的農業委員會を置く。中央委員會の各委員は農業に關する諸方面の問題に就いて夫々専門的智識を備へたる者なるを要し、先づ金融方面の委員、次には土地耕種方法に關する専門家、運搬動力等に關する専門家、更には農産物の販賣及配給に關する智識を有する者、労働問題及事情に關し専門的智識を有する者等を必要とする。就中金融委員は、國有地の地代の決定や農業金融の處置等に關する首腦者として働くべきものとし、運搬及動力に關する委員は彼の石炭問題に關

して労働黨が造らんと欲して居る所の動力及運搬委員と密接なる關係を保ち、動力と運搬との配給施設に關して農業と農民との有する特殊の利害を顧慮し要請を爲すべきものとする。販賣及配給方面の委員は適當なる販賣と配給との組織に關する事務を司り、言ふ迄もなく常に運搬委員と協調を保たなければならぬ。次に耕種方面の委員は一方に於ては農業調査及教育機關と接觸を保ち、他方には地方農業委員會の教育的施設及び耕作者の團體と協調して進まねばならぬ。次に労働委員は先づ主として賃金に關する問題、雇傭及其條件に關する事項を管掌しなければならぬが、農村住居問題についても常に保健上の注意を促すに努めねばならぬ。そして此の中央委員會は農務大臣の司會の下に期日を定めて規則正しく會合し、地方農業委員會の代表者と會見して農業及農村に關する諸問題について討議を爲すを任とすべきものである。

要するに斯くの如くにして土地の國有制を行ひ農業の促進を圖らんとするの

だが、之を爲すに就いて労働運動の目的とする所は、最も經濟的にして有效なる方法により、社會の爲に社會の力に依て土地の最上なる可能的使用を爲さんとするに存する。そして労働黨の信ずる所を以てすれば、一と度國家が土地の所有に依り農業の成否に關し直接の任務を帯ぶるに至れば、國家は充分なる資本の供與と研究及發意の獎勵とに依つて、農業を維持し發達せしむるに必要な積極的な行動を爲すを得るものとせられて居る。然し窮局する所農業の隆昌は自ら耕作を行ふ人々の責任に屬する次第だから、此等の人々に就いては職業の誇と公共的精神とが發揚せられんことを希望しなければならぬとせられる次第である。

○五 農業労働者に對する政策

さて上に示す所は農地の所有と農業の進歩とに關する方面であるが、次に農

業労働者に關しては、労働黨は先づ労働者の生活を保障するに足る賃金制の布かれんことを必要と見る。即ち労働黨は如何なる産業たるを問はず之に従事する労働者には生活を保障するに足る賃金の給與せらるべきやう組織されねばならぬと見るものであつて、農業固より其例に漏るべきにあらずとする。此の理由からして労働黨は曩に労働黨内閣に依て組織せられたるイングランド及ウェールズの農業賃金局を歓迎するのである。賃金委員會設立以前に於ける英國農業賃金は洵に低安なるものであつた。そして農企業者は安い賃金を支拂ふことに慣れ、それが結局労働者の能率に反映し又労働者に對しては不正を働くものなることを忘れて居た。その際に當つて賃金委員會の設けられたるは實に喜ばしきことであつたのだが、その當初の計畫は自由黨の反對の爲めに妨げられ、現状に於ては賃金局は決して十分なる働を爲して居るとはいへない。されば之をして十分有力なるものたらしむることが、労働黨の組織すべき第二次内閣の

重要任務でなければならぬ。

然し其間労働者の側に在つては、堅固なる組合を組成しそれを通じて共同の主張を擧げるに努めなければならぬ。之を爲すに依て其經濟上の實力は大いに涵養發揮さるべきである。労働黨は經濟的なるデモクラシーを信奉するものであつて、農業に關しては農業労働者が今少し責任ある地位を取るべきことを要望する。即ち之を労働者の利益より見るも、又之を産業としての利益より見るも、業務上に於ける労働者の責任範圍を擴張するは希はしき所である。農業の技術的發展に於ける急速なる進歩は熟練労働に對する新分野を供與し労働者より新性能を要求すると同時に、彼等の上に新なる責任を課しつゝある。此の新状態より利便を得しめん爲めには、農業労働者をして十分なる教育上の施設を利用するを得せしめなくてはならぬ。そして農業労働者にはたゞ單に手工的な熟練を積ましむるのみならず、農業の實行とその經濟的組織とに關する根本の

科學的一般知識を與ふるやう十分なる努力と施設が爲されねばならない。地方農業委員會には農業労働者の代表者をも参加せしむることが、實に労働者をして農業の將來に對して勢力を有つを得せしむる所以であつて、同時にその現状と將來とに對する支配に關して参加するを得せしむる所以である。

次には農業労働者にして眞に土地を獲んと希望する者あらば、其の住家に接續して小農地を獲得する便宜を與ふべきである。或地方に於ては農業が小農制として開發せらるゝを不可とする地方もあるが、然し又一般的に小農地制を排除すべき理由はない。土地公有制は多くの場合に於て村落建設上の經營をしなればならぬ次第で、其の場合には農業者をして住家と菜園と一定區域の小農地とを得ることの出来るものと爲すは、洵に適當なことたらざるを得ない。固より之に依て農業労働者の低き生活程度が急に大いに向上すべしとは信じられないが、然し現時の農業組織より來る劣悪なる状態を少からず緩和改善するこ

どの出來得べきは疑ひない。

英國農村の住居状態は甚だ宜敷くない。大戰前に在つては農村住家の缺乏甚しかりしに加へて、既存のものは古くて闇くて濕氣多くて頗る健康に害あるのみならず、一般的に農村生活を害し引いて農業生産に悪影響を及ぼす所少からざる有様であつた。特に農業労働者中の多くのものは農場附屬の住家 (Tied Cottage) に住まねばならぬ餘儀なき状態に在つた。之に住はざる限りは住居を得る能はず、然かも之に住めば其の居住状態の悪しきを彼れ此れいふ餘地はなく、又解雇せらるれば全然住むに家なき悲惨なる境遇に陥る外はなかつた。従て農村住居問題は實に重要な問題として其解決の爲には政策上大いに頭を悩ましたのだが、之には大いなる困難の伴ふを見遁し難い。それは農業勞賃が低廉なる爲めに多くの労働者はたゞ低い家賃しか拂ひ得ない状態に在り、従て彼等の爲に借家を供給する業務は業務として引合ひ兼ねたのである。然るに戰

後に至つては更に建築費の騰貴を來した爲めに、家賃と勞賃との不釣合は一層甚しくなり、村落自治體の如きは問題解決の衝に當るべき當の責任者なるに拘らず、敢てその責任を果さうともせず、又實際果すことの出來ない状態に在つた。

現在に於ける農村の小住家は之を三種に區分するを得る。(一)は其状態居住に適し十分現時の標準に合致しては居ない迄もともかく其儘用ゐて差支なき部類である。然しこの部類に屬するものは實際には甚だ少い。(二)は修繕を要し相當の金さへ掛ければ居住に堪え得るものとなる部類であつて、此種の住家に對しては村落自治體はその家主に修繕を命ずることが出來、若し之に應じなければ自治體自ら修繕を行つて其費用を所有者より徴收するを得ることになつて居る。(三)は全く居住に適せざる家屋であつて、此種のものに對しては村落自治體はそれが居住に適するやうにせられる迄之を閉鎖するを得、若し家主が適當の

改繕を爲さざるに於ては自治體は之を全然閉鎖するか破壊すべき命令を發するか出來ることになつて居る。

されば農村の住居問題に對しては、此上新法令を造る必要よりも右の如き自治體の活動を十分ならしむべき實際上の働を爲すこと、新たに家屋を建築して供給すべき實質的援助を爲すこと、を以て適切の處置とする次第である。

農村住民の爲には住家の缺乏と不満足とのみでなく其の以外に尙ほ大いに缺げたるものがある。それは農村には現代的なる諸般の愉快と適意とを享受すべき設備の無いことである。然し今後の村落經營は都市計畫同様に村落を一の社會として現代的に建設するといふことでなければならぬ。その爲には何れの村落も運動及娛樂場や、公の集合場所を有しなければならぬ次第で、其場所が村落社會生活の中心となり、其他村落圖書館や村落音樂堂舞踊場等の設備をも有たなくてはならぬ。此等の設備を爲すことは村落自治體の任務であつて、國費

の補助に依り之を實現すべきである。斯くの如くにして村落生活が智的にも享樂的にも充實したものとなれば、それ自身一の獨立せる現代的な社會生活となり得て、村落の人々は徒らに都會生活に憬れることもなくなり、生を樂みつゝ業を勸むを得て、社會經濟全般に對して其負へる任務をも果たし、又社會生活上に於ける自己解放を成就することが出來る筈である。

六 農産物の販賣に關する政策

世界大戰以前に在つては、農業改良の議論をする者は主として土地の所有制と小作制との問題について論じ、土地の獨占制と地代の負擔と半封建的な階級に依て農業發展に關する支配の行はれることが、農業進歩の最も明かなる障礙だと見た。然るに最近十年間に於ては土地所有制改革の問題も洵に重要切實な問題だが、それと相並んで農産物の販賣と價格とに關する問題が同様に重要な

りとせられるに至つた。即ち若し土地國有制が實現せられ農業生産を進め其改良を行ふべき農地管理方法が實行せられるにしても、農業そのものが榮へるか榮へぬかの決を爲すものは農業者がその生産物に對して受取る所の代價でなくてはならぬ筈で、之が最も重要な決定要素である。然るにその代價の高低は農産物の販賣と配給との組織及方法である。従て之が重要な事項たらざるを得ないのである。現状に於ては生産者と消費者との間には廣大にして複雑なる商業組織が出来上つて居て、生産者は比較的僅少の代價収益しか得ないのに、消費者は高い代價を支拂はねばならず、其の中間商業あるが爲めに生産物價格の著しく高くなることは、多くの調査の結果明かにされたる所である。されば今農業状態を一般的に改善せん爲めには、土地制度を改革すると同時に、農業をば商業利益の抑壓的な支配より解放することが是非必要ならざるを得ない。元來農産物販賣組織は生産者と消費者との利益を基礎として造らるべきもので、

消費者はその必要とする生産物の供給を確實に得ることの出来るだけの代價を支拂ひ、生産者はその業務を繼續するに足るだけの正當なる利得を占め得る程度の代價を受取ることの出来る組織であらねばならぬ。然るに現在の實狀に在つては、販賣組織は少數なる中間大商人特に取引の金融上の運轉を爲す資金上の實力を占めたものが、その業務上の利益を主位に於て之を支配することの出来るやうになつて居り、それに又投機者流や數多の中間業者やが加はつて、市場は大體に於て此等の者の支配する所に委かされたる有様である。此の状態はどうしても改善されなければならぬものであつて、その改善の行はれざる限り、農業者と消費者とは共に犠牲に供せらるゝを避け難い。農業者の業務上の利得は常に少からざるを得ず。又その生活程度も著しく低級なるを免れないのである。

中間商業を整理する道は、生産者と消費者とが共に各々團結して組合を組織

する道に依る外はない。即ち産業組合と消費組合との發達に待つ外はない。丁抹、濠太利、新知蘭等には此の組織が大いに發達し、露西亞にも同様の實狀あり、近時北米合衆國に於ても大いなる發達を示して居る。然るに英國はその發達の未だ見るべきものがないから、その普及發達を計らねばならぬ。

農産物の市場價格の變動常なきは現時の實狀であるが、之れ亦中間商人を喜ばすのみであつて、消費者は大いに迷惑し、農生産者としては價格變動に乗じて利得を占むる希望よりも價格の安定に依て業務の安定を得んとする希望の大なることは、農業といふ業務の性質上からも然らざるを得ざる所であり、又實地經驗の之を教ゆる所なれば、價格安定を計ることは、頗る重大の事項たらざるを得ない。その爲めには或種の農産物に關してはその輸入を整理することの必要あるを見る。

すべて斯くの如く考ふる所から、労働黨は小麦及其の製粉業、麵麩、肉類、

牛乳、大麥其他の穀物、果實及野菜等について一々その政策的見地を示して居る。併し今一々夫等について茲に紹介する必要はあるまい。

たゞ一言附記すべきは農産物の運搬に關する事柄である。農産物の鐵道運搬等については、運賃運搬車の設備及取扱、鐵道の普及等のごとが頗る重大なる意義を有するものであるが、英國に在つては此等の點が何れも甚だ不満足な實狀に在る。そこで労働黨としてはその本來の主張である所の鐵道國有制の實行をば、此の關係からも主張して止まない。そして尙ほ農村の爲には鐵道以外に之と連絡を取るべき現代的な諸種の運搬交通機關を必要とし、農産物の蒐集の爲めに田舎の隅々までその普及せんことを必要とするから、モーター、サーヴイスの普及を計らねばならぬ。之に依て農業生産が刺戟せられ、又その生産物の配給が圓滑になつて生産者と消費者との共に利する所は多大ならざるを得ないと思ふ。

七 農業金融改善政策

次に問題となることは農業金融だが、此點については前にも述べたやうに英國農業の現状は一般的に資本の欠乏に苦んで居る。元來農業の資本的設備は地主に於て農舎、道路、牆壁、排水灌漑等のことを爲し、小作人は牛馬其他の設備と普通に流動資本といはれるものを自辨する習慣になつて居るのだけけれど、近時地主は一般に土地に對する利害感を減じ、其供與すべき資本を十分なる分量と適當なる品質とに於て供與するを怠つて居る。農地を購入せる農業者も資本を得ることの容易ならざるが爲めに概して業務の資本的設備に於て十分なる實況に在る。

労働運動はこの状態を觀過するを得ない。されば土地國有制の實行され完成される迄は農業に對する長期信用の道を開くことの必要欠くべからざるを見

る。之に關する任務は地方農業委員會の管掌するものと爲し、私有地の小作人にして土地の改良其他の農業上の目的の爲に長期信用を得んとする者あらば、之を委員會に申出づることとし、委員會が之を承認すれば適當の貸付が行はれ、委員會は其の土地に對して貸付金及其利子の擔保として權利を獲得することとなす。そして其後に於ける地代額は農業裁判所に於て然るべく決定する。貸付の爲めには特別なる基金を設け其管理は地方農業委員會を通じて農務大臣これを行ふ。

短期信用に關しても現状は甚だ不完備である。多くの小農地保有者や其他の小農業者等は貧弱なる資本を以て其業を營み従て業務の十分なる發展の爲めに必要な資本的準備に於て著しく欠けたる所あるを免れない。そして此等の小農業者が資本を借入るゝ際には株式會社たる銀行よりするものもあるが、それ等は比較的大きな方の農業者であつて、多數の場合には商人や取引業者から借

入れる。従て其所に多くの弊害の生ずるを避け難い。そして近頃は農村信用會社の設立されたるものもあり、一九二三年の農業信用法に依つて其の設立と貸付資金調達との爲めには多少の便宜が供せられるに至つたけれども、其の實際上の効果は多く見るに足るものがない。然るに他方農業信用組合運動が今や漸く其の地盤を固めんとしつゝあるから、労働黨は此の産業組合の奨励によりその普及と發達とを期せんと欲する。けれどもその信用は農業の現時に於けるが如き幼稚なる状態を持續せしめんが爲に與へられるのであつてはならぬ。之に依つて新に大いに技術を進め經營を改善し一般的に農業に新生面を開いて其の産業としての堅實なる發達を爲さしめんが爲めに、信用は之を助け之を促すものとして十分に供與せられるものであらねばならぬ。

尙農業は通貨の状況と之に伴て生ずる物價の状況とに依て影響せらるゝ所多大なれば、通貨政策も亦農業金融上の調節の爲めに貢献し得べきやう考慮され

ねばならぬ。

次に農業に伴ふ諸多の危険を保險すべき道に關しては、從來主として營利會社たる保險會社の經營に委かされてあるが、その保險料が高くても然かも保險の最も必要とせられる方面は却つて保險せられない缺點がある。然るに他國に於ては農民が自己の特殊利益の爲めに保險制を建て大いなる利便を得て居るものが少くない。即ち例へば北米合衆國に在つては約二千の農民相互保險會社があり凡そ十七億磅に上ぼる危険を保險して居る。そして英國の營利會社が農業火災保險を行ふ場合には、其の經營の費用と利潤とが保險料に對する割合は四〇乃至五〇%に達して居るが、米國のそれは保險料の二一%に當るだけのものしか經營費を要しない有様である。又佛蘭西では今や家畜の爲めに大規模の相互保險が組織せられて居る。そして諸外國では共濟的な保險の原則が農民利益の多くの方面に適用せられ、家畜保險、火災及損害保險、收穫物の降雹被害保

險、害虫其他植物病症保險の如きが、漸次大いに發達しつゝある。

英國の現在に於ける農業保險は小農業者の相互保險たる Cottagers' and Small Holders' Mutual Society と農業者保險 Farmers' Insurance とに二分せられる。前者は本來家畜の爲に設けられたる相互保險であつて甚だ有效な働を爲して居る。後者はその組織粗弱にして其働十分ならず、たゞ事故の生じたる後に一定の基礎に従ひ掛金を集める風な仕事をして居るに過ぎない。されば英國に在つては今後どうしても有效な農業保險が制定されなければならぬ。其爲には農業上の危険に關して十分なる専門的な調査を行ひ、國家に依て組織せられ管理せらるべき保險制に依て保險すべき見地を以てそのあらゆる方面に涉り之を包括する調査研究を遂げる必要がある。

八 農村教育の改善と其方針

次に農村に於ける教育の問題に關しては、英國に於ても農業教育と農事試験との爲に既往二十年來多くの注意と努力とが拂はれたけれども其の効果は遅々として擧らない。農事試験の結果得られたる智識を實地に應用する迄に中々連絡が圓滑に又敏速につかないで、農民をしてやはり昔風に經驗をのみ尊び智識を尊敬するに至らしめない。然し労働黨は是非教育の徹底を期するものであつて、然かも農村に於ける一般普通教育の普及と有效化とを希望する。そして先づ最も初等教育に力を注ぎ其の改善を圖ると同時に補習教育を擴張しなければならぬと見て居る。農村に在つても兒童を將來の發展を期すべき一人格として教育することは必要缺くべからざる所で、其意味に於ては農村教育はやはり廣き國民教育の網の中に編み込まれたるものでなくてはならぬ。百姓に教育は不用といふ見解に對しては極力反對するものである。

農村の初等教育に於ては主として自然に關する智識を與ふるを可とする。そ

して補助教育に於ては農村といふ環界と農業々務とを考へ農業上の諸問題に關する智識を與ふるに努める。そして此の初等教育を改善して有效のものゝ爲すと同時に、補助教育を擴張して、將來の農民をして事物を合理的に科學的に考察しその生活と業務との上に科學的智識を働かしめるやうにすることが肝要だとせられる。尙又成人に對しても職業的ならざる教育を與へる機會を多く造り、その人格的修養を十分ならしめ、以て一般的に田舎人士をして都會人に劣らないやうな教化的機會を享受するを得せしめんとするのである。

特に農業技術に關しては、農業の進歩を齎さんとする努力が盛に行はるれば行はるゝほど技術的教育の必要が感じられるであらう。今後は益々多く科學的に訓練されたる農業家を必要とするが、農村經營の爲めには又多くの技師と研究者と指導者とがその夫々の任務の爲めに訓練さるゝを要する。そして農業に於ける地方的教育と指導事業とは、講義を爲し又模範を示す所の Farm Insti-

tutes を多數にすることに依て行はれねばならぬ。其れは各村に一個づゝあり各々模範農場を附屬せしむるを要する。

地方自治體の農業役員と指導的任務に當る者即ち地方事情研究の爲めに専門學校や大學に附屬せしめられ實際問題に就いて指導を爲す所の者との間には、大いなる共同作業の行はれるを要する。

農業に關する高等教育は農事試験と互に連絡しつゝ、大學に於て授けらるべきものとし、その役員も學生も共に一方には教課と實驗とを密接に連結すると同時に、他方には大學に於ける他の分科との連絡を十分にするに努むべきである。そして大學の農業教育はたゞ單に教師と指導者と研究者とを造り出すに盡すのみならず自ら農業に従事せんとする者を養成しなければならぬ。尙又各村落は教育と模範とに關する地方的任務を組成する責任を負へる首腦者 Director of Agricultural Services を有するを可とする。されば大學の農學部と農事試

驗場とは例へば Farm Institutes に於て特別講義を開くことを爲すは望まじきことであり、斯くすれば、研究實驗と教課と實際との接觸を保つことに大いに貢献する所あり得べきである。

何と謂つても科學的なる研究の結果を農業の實際に適用する道を考へなくては、農業の眞實の發展は期し難い。如何に土地の國有制を行ひ、其の經營方法の改善を圖り、農産物市場を整頓することも、この根本的なる研究がなされなくては、永久的な計畫として農業の發達を實現することは出來難い。現今既に斯かる研究の基礎は供はつて居るのであつて、その研究は専ら大學に於て行はれ政府は之に資金を給して其の研究を助くべきである。大學をして此の研究を行はしめることは確かに有效な方法たるを失はず、之に依て現存の研究團體と行政機關とを利用するを得、其の研究上の取扱を種々多様なるを得しめ、政府の形式主義を免るゝを得しめ、そして研究の任に當る人々は一方には純科學の研

究者と接觸を保つを得ると同時に他方には農務省の教育方面と連絡を取ることが出来る。そして又農業指導の任に當る人々を通じては農業の實際と連絡するを得、農村に於ける地方的實際問題と接觸することが出来るのである。然し斯かる實狀は更に大いに財政的なる補助を豊かにして十分有效なる研究を進むるを得るものたらしめねばならぬ。其爲には充分なる資金の用意を爲し、その基金は大學や専門學校に於ける選ばれたる又適當なる研究の共同なる働を爲さしむる道筋に於いて用ゆべきものとする。

斯くて各中心は有爲堪能なる指導者を有するものと爲し、農業に當る人々は此の指導者の存在することを十分に知りて之を利用するに至らなければならぬ。政府はその宣傳の爲には更に大いに爲す所なくてはならぬ。

要するに勞働運動は左の主なる要請を有し、特にそれ等の種々なる機會は總べての農業勤勞者に依て利用せらるべきものたらしめねばならぬ點に重きを置

く次第である。

(一) 農村に小學教育と補習教育との學校組織に依り良き一般的なる教育を布くこと

(二) 地方的なる農業教育と模範との有效なる組織を立て、兩者共に所謂大學擴張的な形式により講義と模範と夏期學校と實地の助言及指導との道により、又農業上の研究所の増加と擴張とを行ふこと

(三) 大學と連絡を保ち農業専門學校に於ける農業高等教育の健全にして有效なる組織を造ること

(四) 研究の機能を十分且有效ならしむること

さて右は農業教育に關することであるが、尙ほ農村に對する政策としては農村工業に關する問題が考へられねばならぬことは現今普通に信じられて居る所である。其所で労働黨は之に關しても意見を公にして居る。その見る所を以てす

れば、繁榮する田舎工業を有するといふことは、農村文明の發達の爲には缺ぐべからざる所であつて、有爲活潑なる農村生活を以てするにあらざれば都會の巨大なる力を緩和することは不可能なりとせられる。そして労働黨は一國があまり極端に工業化してしまふといふと國民生活は困難に陥るものなれば、政策上都會人口に對して適當に多數の田舎人口を維持することが必要缺くべからざる所と見るのである。そして田舎工業奨励の爲めには純然たる工業が田舎に於て行はれんことを推奨すべきであつて、ツエッコ・スロヴァキアに於ては農村の真中に工場が建つて居るが、あの式であらねばならぬ。斯くすれば工業労働者もよき環境の中に働くを得ることとなり、農業労働者も亦變化ある社會生活とより大いなる社會組織の供する生活上の愉快とを享受し得ることとなり、なつて結構である。

然るに田舎に工業を扶植せん爲めには運搬費の大なることが大いなる妨を爲

し、其事又石炭と動力との價格に影響せざるを得ない。されば農業の發展及改良の爲には動力供給の問題が甚だ重要な事項たらざるを得ない。元來一般的にはあらゆる職人と農家とには燈火と暖爐と動力とが安價に且十分に供給さるゝを理想とするのであつて、田舎に於てはそれは電氣の供給として表はれるのが最も當を得たるものである。茲に於てか労働黨はあらゆる利用の爲にする農村電化の必要を痛感するものであつて、其爲には労働黨の計畫し主張する彼の一般的なる動力及運搬委員會の設置が早く實現して、農村方面のことも其働の一として解決せられんことを切望して止まないものである。

九 方策の共通性

以上は A Labour Policy on Agriculture に示されたる英國労働黨の農業政策上に於ける大體方針の概様である。その示す所は格別特に耳新しいものもな

ければ政策として特に卓越せりと思はれるものもない。その指摘する何れの方面も既に廣く世に知られ其の政策の必要とせられて居る方面ばかりであり、又その政策としての方針も實行方法も普通に考へられて居るものに過ぎぬ。土地國有制の如きも、今日の行詰れる農業を救ふ根本方策としては出來得る限り土地の資本性を滅却するを要すること吾々の常に論じて止まない所であつて、其爲には土地公有制を實行することが結局避くべからざる所で、それに依て土地の資本的性質が全然亡くなるわけではないにしてもその賣買移轉が行はれなくなることでだけでも大いに資本性を緩和するに足るは、疑なき所なりとする。小作問題の紛糾せる所に在つてはその問題の根本解決の爲めにも土地國有制は必要とせられるが、小作問題のさほど喧しくない所に於ては農業々務の一般的性質より考へて土地私有を公有に移すことの必要が感せられ、英國労働黨が今これを實地政策上の根本綱領として示すも、洵に其意を知るに難くない。其他農

業々務組織の改善、農産物販賣組織及方法の改善、運搬状態金融状態等の改善、農業保険の施設、更には農業教育の充實、農村工業の奨励、農村電化の實現等、何れも皆當今諸國に於て必要缺くべからずとせられる問題であつて、その政策上の方針はその儘これを我國にも適用し得べきものばかりである。つまり此等は現今農業振興の爲にせらるべき根本策として諸國に共通なるものであつて、此等の方面に於ける示されたる如き改革と改善と新施設とを以てするの外、現今一般的に農業を救ふべき策はない。特に農業労働者と農村住民との爲に田舎文明を充實しその向上を計り田舎人士の生活をして都會住民に劣らざる文明的のものたらしめんとする方針は、吾等の最もその必要を感じ常に之を唱道する所である。

示されたる方策には何等新奇なるものなしと雖も、その新奇ならざる所に却つて責任ある政黨の實際的政策としての提議の價值あるを認め得られる。私はその示されたる各方面とその各方面に於ける政策方針とが私の常に主張する所に符節を合するが如くに一致するを見て(拙著「農村問題と對策」参照)甚だ我が意を得たりと感ぜざるを得ざると同時に、當今の農政方針が根本に於ては大體斯くの如きを出でざるを確信するものである。

三 獨逸社會民主黨の農政綱領

一 農民問題に對する社會民主黨の態度

獨逸其他諸國に於ける社會民主黨は、從來實行的な農政問題に對しては寧ろ冷淡であつた。といふのは、社會民主黨の諸政策に於て其指導的精神を爲す所ものは謂ふまでもなくマルクス主義であるが、そのマルキシズムに在つては、農業たると工業たるとを問はず、資本制發展の過程は同一原理に依て導かれ同一傾向を取つて進む外はなきものと見、從て特に農業に關する政策的見地を立てる必要なく、一般的なる社會改造の事業と經濟變革の運動とは、農業と農村とに關する問題をも亦總括的に解決するに足るものと見て居るからである。そして又本來のマルキシズムに在つては、小農地の所有の上に立脚し舊式

なる小規模經營を爲すことを以て面目とする自作農制は、資本制經濟發展の大勢に依て段々押潰されて行く外はなきのみならず、社會主義的改造に際しても、斯かる個別的小經營は其存在上の獨立を主張し得べき理由を有たざるものと見、其他一般的に小農制は社會主義組織と一致しないものと見て居る。即ち自作農制及び小規模小作農制の如きは、現今の時勢に適合しないものであつて、漸次滅亡する外はなきものと見て居るのである。從て自作農民や小さな小作人の如きは資本制の下に於て漸次其存在を危くせらるゝのみならず、社會主義社會に於ても經濟支持の柱石たるべき役目を働くに足らざるものとせられ、現今の時勢の進歩と共に自滅する外はなきものと見られたのである。¹⁾

獨逸其他の社會民主黨はマルキシズムの根本見地からして、特に農業に關する實地政策的方針を定むることなく、其政綱を定むるに當つても、たゞ一般的なる産業社會化のプログラムを造り、農業に對しては大體其の一般的なるプロ

1) 拙稿『マルクスの農業經濟觀』(經濟論叢第二十四卷 第六號及第二十五卷一號所載)參照。

グラムを適用して進んで行くを以て足れりとした。即ち社會的なる大經營を以て農業經濟を根本的に改造し、所謂農業社會化の實現を期することを以て足れりとした。そして當初自作農民の如きは場合に依てはこれを敵視しブルジョア階級の片割と見るか、然らざれば多くの場合に於てはこれを蔑視し、特に取立て、齒牙にかくるに足るほどのものと見ず、農民の中に在つては専ら純粹の勞働者を重視した。されば農業及農村問題に對する社會主義者の態度を定むべき機會の生ずる毎に、土地所有制其他に關して社會民主黨の態度はマルキシズムを執つて變ることなく、一八六七年のローザンヌ國際協議會以來、獨逸社會民主的勞働黨の第二回スツットガルト協議會(一八七〇年)に於ても、ゴータ協議會(一八七五年)に於ても、常に同一様の立場が示された。²⁾

マルクス以後獨逸の社會民主々義運動に於て農政問題に關して理論的指導者たる地位を占めて居たのはカウツキーであるが、氏の意見は、其著 *Die Agrar-*

2) Ed. David, Sozialismus u. Landwirtschaft, Berlin 1903, S. 21 fg. 參照。

Frage に於ても、自作農民の如きに對してはこれを企業家視して寧ろ其の撲滅を必要と見、一八九五年のブレスラウ大會の時に當つても、もし社會民主黨の農政綱領を示すに於ては、自作農民等は其地位の確立向上を希望するに至り、私有制に對する其熱を高めることになつて、社會主義運動の妨礙になるばかりだとして、これを排斥したのである。其後に於てもカウツキーは其の見地を多く變ずる所はなかつた。

然るに歐洲大戰以後實際に於ける事情の發展は、社會民主黨をして多少づゝ其の農村及農民に對する見地を變ずるを餘儀なくするに至らしめた。特に露西亞に於ける革命の實地教訓は、社會主義運動に於ける農民の力の尊重を拒むに由なからしめ、都市勞働者と農民との握手を以てして所謂勞農支配の政治を造り出すことの重要性を見るに至らしめた。そしてその農民中に在つてはたゞ獨り純粹の勞働者ばかりでなく、小小作人や自作農民をも味方に引入れることの

必要が痛感せられるに至つた。茲に於てか社會民主黨は從來の自作農民其他純粹勞働者たる以外の小農民に對する態度を變じて、いはゞ從來のやゝ輕蔑の態度を變じて、却つて其の甘心を買ひ、これを味方に引入れんとする態度を採るやうな風になつた。若しさう謂ふて悪ければ、從來の一般的社會主義化の方針の中に於て、例外的に自作的小農地所有と小規模農業の獨立の地位とを認め、更に進んでは其等小農民の地位の確立と向上との爲めに、特殊なる政策的見地を定め、一般的社會主義化運動の一般方針の適用以外に別個に農政方針を定め、所謂農政綱領 (Agrarprogramm) として社會民主黨の農業政策上の立場を明かにし、其の施政の方針をも具體的に公にする傾向を示すに至つた。

此事情は社會民主黨の歴史の上には特筆大書するに値するものと謂はねばならぬ。仍て私は茲に獨逸社會民主黨が一九二五年十一月十六日に議決せる農政綱領に據り、併せて又一九二七年五月二十二日よりキールに開かれた獨逸社

3) Das Agrarprogramm der Deutschösterreichischen Sozialdemokratie, Wien 1925. Verlag der Wiener Volksbuchhandlung, Wien.

會民主黨大會に於て爲されたる農政方針に關する報告を對照して、兩國社會民主黨の農業政策上に於ける態度と方針とに就いて概括的な觀察を試みてみたいと思ふ。蓋しこれを觀察することは、廣く今日の農政問題を研究する上に、大なる参考とならざるを得ざるのみならず、我國に於ける今後の農政問題を考ふるに就いても、時務の助となるべきもの少からざるを信するからである。そしてこれを觀察するに就いては、本書前掲論文に示した英國勞働黨の農政方針と比較することの甚だ意義多かるべきは勿論である。これを爲すことに依て農政問題に關する現下の大勢は概様これを窺ひ知るを得るであらう。

二 社會民主黨の農政綱領

獨逸社會民主黨の農政綱領は、三大部門から成立ち、其各部門に夫々實地政策上の諸方針が示されてある。

4) Sozialdemokratischer Parteitag 1927 in Kiel, Protokoll mit dem Bericht der Frauenkonferenz, Berlin 1927

第一部門には農業を業務としてその収益を増加せしむる必要が説かれ、これを増加せしむるに適する諸方策が示されてある。その諸方策といふは、これを概括して先づ要點だけを示せば左の通りである。

一、農村に於ける教育を振興し、有效なる國民教育と併せて農事教育を行ふこと。

二、農民をば現時の資本制的なる商業資本の搾取より解放すること。

其爲に穀物專賣制を布き又産業組合の發達を促すこと。

三、土地の収益價格と賣買價格との不自然的なる不一致を制理すること。其爲に金融状態を整へ、銀行制度を改善し、家族世襲財産制及び自家狩獵權漁業權を廢止すること。義務的なる火災・霜害及家畜保險を制定し又小農民の養老保險を創設すること。小作法を制定すること。租税の整理を爲すこと。

右等の諸方策は何れも大抵既に諸國に於て社會主義以外の政策としても示されて居る所であり、又幾部分は既に實行せられて居るのだが、社會民主黨はまた其独自の立場から此等に關する方針を定めて公表したのである。

第二部門は労働權の確立、労働保護立法、労働保險の制定に關するものである。從來工鑛業労働に關しては既にかなり進んだ立法が此等の諸方面に關して爲されて居るのに、農業従事者は除外され閑却されたる風だつた爲めに、農民は常にこれを羨望する外なかつた。これが爲めに農民離村の傾向をも助長したのである。仍て今これ等に關する立法的施設を爲さんとする次第で、其の實行策としては

一、労働權・労働保護及労働保險に關する立法を爲すこと。

二、家産を制定し獨立の家計を可能ならしめ、又無産農業労働者の獨立家計を可能ならしむること。

三、土地を所有する農業労働者の自家經營を保護すること。

四、以上の諸要求に應ずるため地方自治體の土地所有を擴大すること。

等のごことが掲げられてある。第一部門が産業政策的なものを包括した部門だとすれば、第二部門は社會政策的なものを以て成れる部門と見てよいであらう。

第三部門は社會主義的社會秩序に移り行くべき過程を示せるもので、資本主義制下に苦める小農民を解放し社會主義制の下に其自立と繁榮と福祉とを實現せしむべき方針に關する見地を明かにせるものである。具體的施設に關するものよりも謂はゞ農政に關する最後の歸結と終局の理想とを説けるものと見てよい部門である。茲に私は右の中第一部門と第二部門とに就いて、其中の主なる方策を窺つて見たいと思ふ。第三部門については別に項目を立てず、第一及第二部門内のことについて觀察する際併せ叙ぶるに止めて置く。⁵⁾

獨逸社會民主黨大會に於ける農政方針に關する報告は(一)土地制度改革(二)

農業生産増進(三)農産物販賣制理(四)租税(五)農業及林業労働者に對する要求(六)農民社會政策の六項に分れて居り、各項目中に夫々具體的な施政上の要求と方針とが示されて居る。

私は主として獨逸社會民主黨の農政綱領について述べ、獨逸社會民主黨大會に於ける農政方針に關する報告は、たゞ之れと對照して示すだけのことにしたと思ふ。蓋し兩者はその内容に於て著しく相違した所はないからである。

三 農業教育の改善

農業生産の増加を圖ることは、農村を振興し、農民の境遇を改善する爲には、先づ最も必要なことであつて、然かもその生産増加は技術と經營との改善に待たざるべからず、從て結局は農村に於ける教育の刷新に依らなければならぬとの考は、社會民主黨に於てもやはり普通の政策を論ずる者の如く、最先に

5) この農政綱領に對する批判的見地の公にされたる農民團體側のものとしては、Hans Pichler, Das Sozialdemokratische Agrarprogramm, Innsbruck 1926 参照。

表はれて來ざるを得なかつた。そこで農政綱領は

農村に於ける國民教育の建設及改良即ち八年義務教育制の復活、登校義務輕減の廢止、一學級兒童數の制限（最初先づ最高四十人制）村落學校に於ける授業改善に關する根本原則の實行といふことを掲げて居る。特に社會民主黨は國民教育の普及に熱心で、社會民主黨は學校黨だと自稱して居る。奧太利では一八八三年の法律により十二歳以上十四歳以下の者は勞働の補助を爲すため學校に行く義務を輕減せられたが、これは甚しく國民教育を害するものとして、社會民主黨はこれを排斥するのである。そして經費節約のため一學級の兒童數を過多ならしむるは教育の効果を減殺するものとして其數を制限する。そして此事は同時に授業上最新の有效なる方法を採用すること、並び行はるべきもので、その教授法は、兒童をして農村生活と農業との實際に關する觀察を爲し其間から活きた智識を得又生活と業務とに關する理解を得せしむるに注意すべき

ものとせられる。従て社會民主黨は師範教育の改善をも主張するのである。

小學校を卒業した者に對して四年間の義務的補習教育を行ふことは、社會民主黨の政策綱領中に掲げられた第二點である。即ち十四才以上十八才以下の者に對し、當初二年間は主として普通教育を、次の二年間は主として農業教育を授けるのである。瑞西では強制補習教育年限は三ケ年だが、奧太利ではこれを四年制にせんとするのである。

次に補習教育以上や、高き専門的農業教育を受けたる者がなるべく多數に農村に居住して獨立の業務を營まんことは、農村としては甚だ望ましい所なるが爲めに、社會民主黨は中等程度の農學校と林學校とを成るべく多數に創設して、然かも小農民や農業勞働者の子弟にして之に就學せんとする者には公費の給與を爲すべきことを綱領中に掲げた。此等の中等農林學校網を造り上げんとするのである。

次に農村住民の一般的文化標準と其の經濟狀態との向上を圖る爲めに、社會民主黨は丁抹の例に倣つて國民高等學校を設置すべしとして居る。丁抹に於て産業組合が發達し農村の經濟狀態の健實なるは決して故なきにあらざると高唱するのである。⁶⁾

即ち社會民主黨は農村に於ける右の如き學校系統を立て各種の學校の普及増設を爲すことは、農民の經濟を向上せしめ、其の生産力を増し、同時にその文化標準を高むる根本策だと見るのである。そしてこれを其の農政綱領の辟頭に掲げて居ることは、洵に注目し値する所といはねばならぬ。英國の勞働黨がやはり農村教育問題を重視し、その機能の發揮の爲めに具體的なる方策を示して居るのと併せ考ふべき所である。英國勞働黨の農政では小學校と補習學校と農事試驗場と大學の専門教育との直接な連絡を取ることの必要が力説せられ、農村の住民をして子供の折から科學上の新智識に親むを得しめ、活きた智識を業

6) Otto Bauer, Sozialdemokratische Agrarpolitik, 1926, S. 5-12.

務上に應用して技術と經營とに於て現代的な經濟を行ふを得る道を得せしめんとすることに意が用ゐられてゐる。彼此併せ考ふことに依て、現代的なる農政方針が先づ其の根本より築き上げて行かうとする點を解得することが出来る。私は我國の社會主義的諸政黨に於ても十分この點に注意の拂はれんことを希望せざるを得ない。

獨逸社會民主黨の農政方針報告に於ても農村教育に關しては殆んど全く同一様のことが掲げられて居る。⁷⁾ たゞ補習教育に於て女子に對し特に家政に關すること、衛生及び育児に關すること、を注意して教授すべき點の示されて居るのは、よい思付といはねばならぬ。

四 農業生産促進策

農業生産を促進する上の第二の必要としては、一には農事試驗場、巡回教師、

7) Sozialdemokratischer Parteitag, Kiel 1927, S. 276.

冬期講習、模範農業、展覽會、農事經營相談所等の設置若くは開催により、二には諸種の産業組合の設立により、三には道路の修造、河川の整理、土地改良資金の補給、良き種子肥料種畜等の供給、農用機械の備付等のことに關し地方費を支出して、直接に生産促進の道を講ずることなどに依て、有效なる方法の講せらるべきことが示されてある。總べて此等のことは從來既に多少は行はれて居る所であり、又何れの政黨も必ず其必要を認むる所であるが、たゞ問題は此等の諸事項に涉り何れの程度までよく強制的な義務的な規定に依て之を實現するだけの決心を有するかに在る。從て獨逸社會民主黨の農政綱領には、土地の所有者が適當なる方法に於て其所有地上に農事經營を爲さざる場合には、地方自治體は國民全體の利益の爲に、地主を強制して合理的經營を行はしむべき權利と義務とを有するものと定めた。そしてこの強制に對しては必ずや大地主等の反對があり自己所有地上に於ける行動の自由を主張するであらうけれども、

社會民主黨としては斷乎として其反對を退けて進み行くことの出来る點に於て、所謂市民的な政黨などよりも強味があり、又綱領も空文に終らないで實行性に富むものと唱へられる。

所有者の意思に反しても農業利益増進の爲に行はるべきもの、一例としては、耕地整理事業の如きが考へられる。この事業は從來の例としては關係所有者多數の意思が合致するにあらざれば行はれ得ないことになつて居るのだが、それでは到底十分に事業を普及せしむることは出来ないから、社會民主黨は必要なる場合には強制的に其事業を遂行すべき道を開かねばならぬと見て居る。併しかゝる強制にはとかく官僚的な專斷の伴ひ易い恐があるから、農民の間から選出せる人々に依て組織さるゝ農業會議所を諮問機關として用ゆべしとするのである。尙ほ農民に對する強制的規定としては、共有地の使用、農地改良、厩舎及堆肥所の設備、家畜の取扱特に畜疫防止、種子及人造肥料の賣買、有害

動植物の驅除、所有者の使用せざる土地の開発等に關するものが設けられ、これに依て農民に合理的なる經營の道を指示し又その妨害となるものを排除することが掲げられて居る。森林の經營管理に關しても義務的な規定をせなければならぬと見られ、義務的なる森林組合の設置が提議せられてある。⁸⁾

要するに農業生産の増進を計ることは、農業振興の爲には最も重要にして根本的なる方策と考へられて居るのである。即ち獨逸社會民主黨の見所を以てすれば、從來の市民的なる政黨が好んでこれを爲すやうに、只管に農業物の價格を釣上げる方策を採るに於ては、必ずやそれは他方に於て都市の消費者特に労働者や給料取を苦めることになるから、社會民主黨としては、價格の適當なる構成については勿論考慮を拂ふけれども、もつと根本的に農業生産の増進を計ることが急務たらざるを得ないとする次第である。

8) 以上 Bauer, Sozialdemokratische Agrarpolitik, S. 13-27.

五 商業資本よりの解放

然らば農産物の價格の構成とこれに伴ふ農産物販賣組織に關する方面はと見るに、社會民主黨は現時の經濟組織に在つては、中間商業が生産物賣買上あまりに重大なる部分を働き、ために生産者と消費者と共に搾取を被ると見ること、世に行はれる此種の議論の見所と異なる。そこで其の改善の爲めに考へられる方策として、一方生産者の側に於て販賣組合を組織し他方消費者の側に於ては消費組合を組成して、兩者間に直接なる賣買取引を爲し、中間商業の整理と排除とを爲さねばならぬと主張する。そして從來存する多くの此種組合は大抵ブルジョア支配の下に在るが故に、これを其手から解放して小農民や労働者の支配する機關とせなければならぬとする。

農産物中の最も主要なる穀物については、現今盛なる投機取引が行はれ、取

引所は賭博所たるかの觀を呈する次第なれば、これが弊害を根本的に救治せなければならぬ。そして其價格の甚しき變動無からしむるに努むると同時に、國內に必要とする穀物は出來得る限り多くこれを國內に於て生産するを要し、その爲には國內生産をして業務として立行くことの出来るものとせなければならぬから、穀物の價格はその生産を支持するに適する程度の高さのものとする必要ありと見る。茲に於てか國內に輸入せられ又國外に輸出せられる穀物及穀粉に關しては、國家的なる專賣制を設くるを要し、國內に於ける取引は自由なれど、其輸出入はこれを專賣として、其の價格の適當なる調節を行ふことにせなければならぬと主張するのである。從來國內穀物生産保護の爲には關稅政策が用ゐられたけれども、これは生産者保護の爲に消費者の利益を犠牲にするものだから不可である。これは宜しく專賣制度に依て行はるべきもので、其制度の下に於ける價格は、世界市場價格とは無關係に、國內の生産費關係と專賣費用

とを目安として定むべきもので、消費者は生産者の業務を立行かしむるに足るだけの價格は之を拂ふが、國家に租稅として納入することは無いやうにすべきだとせられる。

とにかく産業組合の發達と輸出入穀物專賣制の實施とは、農生産者と消費者とを現時の商業的な資本と資本的な投機との搾取から解放する所以だと見られて居る。併し現時のやうな資本制社會に在つては眞實の解放は行はれない。眞實の解放は社會主義的社會に於てのみ爲されるのである。即ち現今生産物の價格は需要と供給との關係に依り、商業と投機との支配の下に定まるのだが、社會主義的社會に於てはかゝる偶然的な關係に依て價格の定められることなく、常に合理的なる採算の下に定められ、然かもその適當なる決定に依て農業と工業とは共に平均的に發展し行くことの出来るやうになる。社會主義的社會に於ては大工業と大商業とは社會化せられ、小農民は依然その小所有地と小經營と

の上に獨立を維持し乍ら、然かも資本の利子的支配とカルテルの價格的支配と資本的商業の搾取とから免れることが出来るのである。資本制社會に在つては、生産方法の無政府的狀態からして、農産物價格低落の恐慌的時代は價格騰貴の時代と入替り立替る。社會主義社會に在つては農工共に平均的に整へられて、農民が社會的勞働の全收益に對して有する割前は盲目的な經濟力の支配に依つて定まることなく、意識的に計畫的に制理せられることゝなると提示せられて居るのである。⁹⁾

六 抵當資本よりの解放

現今農民は信用に依て資金を得なければならぬ必要に迫られる場合頗る多く、たとへ小農民といへども、この必要を免れることは出来ない。そしてそれは大抵抵當信用として表はれるのであつて、土地獲得の爲に、土地改良の爲

9) Bauer, a. a. O. S. 28-47; Soziald. Parteitag, 1927, S. 277 ff.

に、又種々なる緊急的の爲に、抵當信用を起さなければならぬ。其結果農民は屢次過度信用に陥つて非常な困難に遭遇するを避け難いのである。そこで従來これを防ぐ道として、農民の起こし得べき信用限度を定むべしとの議論も行はれたのだが、その必要に迫られて居る農民にたゞ資金の信用借を爲してはならぬと禁じて、實行される見込はない。政策としては農民がかゝる必要に迫られることなきやうならしめ、其の所有地があまりに過大な抵當負擔をせなければならぬやうな窮迫した状態に陥ることの無いやうにしてやらなければならぬ。

此の見地からして社會民主黨は農民に對する安い信用の道を開くことを急務と考へた。その爲には銀行の支配權を打破し、銀行カルテルを解散し、銀行に對する嚴重な國家監督を行ふと同時に、他方に於ては、農村抵當銀行と貯蓄金庫と信用組合との普及を圖るべしと爲した。

農民をして過度負債に陥らしめる原因を防ぐ道としては、現今農民が土地を購入するに當り其代價の一部分をば抵當信用に依て調達するのが普通に表はるゝ現象なれば、先づ此方面を整へることを考へなければならぬ。現今土地は其の賣買價格が収益價格よりも頗る高く、從て土地の抵當價格も高く、爲に農民は土地を買つて其を抵當に入れ金を借りて代價を拂つたのでは、抵當信用の利子の爲めに農地収益の大なる部分を用ゐなければならぬことになり、其經濟は困難に陥らざるを得ない。これ必竟土地の賣買價格が高きに過ぐるが爲に外ならざれば、弊害の本を絶つ道としては、この點に對して矯正策を講じなければならぬ。

乃て現今土地の賣買價格の方外に高い原因を探つて見るに、その主なるものが二つある。一は大地主輩が狩場などにせん爲めに方外な値で土地を買占めることであり、二は小農民が無産者たることの境遇を恐れて只管に土地を所有せ

んと欲し算盤のけたを外して高い値を厭はないで土地を買ふことこれである。

されば過度負債の源を絶つ事はこの二點を押へなければならぬ。そこで社會民主黨は一方に大地主の自領狩獵權を禁止すべしと提案するのである。然るに第二點に至つては現時の社會組織の續く限り、農民にたゞ土地を欲しがるなどいつて聞かしても無理なことで、無産者たることを恐れる限り農民は必ず土地を欲しがる。土地を欲しがることなからしめん爲には無産者たるを恐れることのないやうにせなければならぬ。それはつまり無産者の境遇を安んずる安定せるものたらしむる外に存せない。然しかゝる境遇はたゞ社會主義社會の實現に依つてのみ見得られる所だから、速に其實現を期し、大工業と大農地の國有を斷行し、一方には無産者が賃労働者として企業家の搾取を被ること無からしむると同時に、他方には小農民として抵當信用の搾取を受けることの無いやうにする外はない。社會主義社會に在ては労働者は皆就職を保障せられ失業の恐を取去

られ老後の心配を無くされるから、無産者たることに恐怖を抱く必要がない。従て農村の人々も無産者たることを恐れる所から土地を只管に買煽ふることはなくなる。之に依て土地賣買價格が収益價格以上に高くなる原因は取去られ、従て過度負債の恐もなくなる。¹⁰⁾

この見方は農業政策に關する實地方針としては、推理上聊かユートピアンに聞こゆる所あり、又實行的にはその所謂社會主義社會の實現に關する實際方法が示されないでは、どうも具體的政策としての實効力を有ち得ないとも見へる。併し土地價格の公定が行はれ難きことであり、土地の賣買や抵當貸借やを一定された収益價格に依てすることも實際上困難であるからには、社會民主黨としては、所謂根本的改革案を提げて行く外はないのであらう。

七 小作人保護

土地の價格を方外に高くする結果は、土地を買ふ小農民が抵當資本の爲めに搾取せられることとなるのみならず、地價高きが爲めに其の小作料も實際の地代に比し遙かに高い所に居ることになつて、小作をする小農民の小作料負擔を過大ならしめ、彼等はその一家の勞働に對する賃金收入の一部分を割いて小作料の支拂をする外はないことになる。斯くて即ちかるゝ方外なる地價は地主をして小作人を搾取せしむる弊害を伴はざるを得ない。

そこで此の搾取に對する小作人保護の道を講ずることが農政上重要ならざるを得ざる次第で、社會民主黨はその保護立法を爲すことを農政綱領中に掲げて居る。獨逸社會民主黨の提案は、先づ小作權確立の爲に、小作期間は六年以内たることを得ざるものとした。次に小作人は小作契約締結以後小作經營の實成績に於て、其爲に爲したる勞働に對し當該地方普通並みの賃金收入をも得ざる場合には、何時にても小作料の低減を請求するを得るものとし、この請求に對

10) Bauer, a. a. O. S. 48-69.

する決定は、判事を議長とする小作委員會が之を與へるものとする。小作委員會は議長以外四名より成り、中二名は小作人團體の選定により他の二名は地主團體の選定による。次に又民法上に定められたる小作人が小作地に對して爲せる改良に對する地主の賠償、不作の場合に於ける小作料の減免等の規定は、契約に依てこれを變更するを得ず、其他小作人が法律上有する權利は、小作契約に依てこれを拋棄するを得ざるものとする。又小作契約満了期限前に於ける地主の解約を認むる契約は無効なるべきこと等の規定を設けなければならぬと主張するのである。

次に現在の小作人にして小作契約の満期が其の生存を危くする恐あり、然かも其の小作關係の繼續が賃貸人の經濟上の存在を危険に陥らしむることなき場合には、小作人は其の小作地の占有を續くるを得るものとする。この危険が果して存するや否やは小作委員會に於て決定する。

次に大地主の所有地にして小分せられて小作に附せられ、然かもその小作は少くとも一代以上引續き同家族に依て爲されたるものなる場合には、その小作地は地方自治體の所有に移され、當該小作人に對して永小作地として附與せらるべきものとする。社會民主黨がかゝる土地を何故に當該小作人の所有に移すことを以て方針としなかつたかといふに、かくすれば小作人は地價を支拂はざるべからざる必要上抵當信用を負擔して、其の利拂のために小作人たるよりも却つて其境遇を困難ならしめる恐あるからである。

すべて斯くの如くにして社會民主黨の對小作政策は三段より成り、先づ小作法を改正すること、次には小作地の占有を確保すること、次には大地主の小作地を地方自治體有に移し其小作人を永小作人することにせんとして居る。然しこの關係に於ても資本制社會に於ける小作人保護には自ら限度あるを免れず、眞に徹底せる保護は社會主義社會の實現に依てのみ爲さるゝを得ると考へ

られる。即ち小農民が無産者たることを恐るゝ限りやはり小作料はせり上げられるを免れぬ。無産者たることに何等の危懼の伴はざる社會主義社會に於てのみ小作人は安全に又安神して其業務を行ふことが出来る。資本制社會に在つては、普通の労働者は生産手段の所有を離れたる結果として其所有者たる資本主に労働を賣らなければならず、從て其搾取を被るを免れない。小作人も全然これと同様に、生産手段たる土地の所有から離れたる爲めに其の所有者たる地主の土地を借りて用ゐる外はなく、其結果地主の搾取を被るを免れない。されば労働者と小作人とは全くその運命が同様でその利害が共通である。兩者は相提携して進み共に新運命を開拓せなければならぬとは、實に社會民主黨の主張する所である。即ち勞農共同戦線は斯くの如くにして造られねばならぬ必然の勢にあるものと考へて居るのである。¹¹⁾

11) Bauer, a. a. O. S. 70-81; Soziald. Parteitag, S. 274 ff.

八 農業労働者保護

以上示す所はすべて私が前に獨逸社會民主黨の農政綱領中の第一部門と見た所のものであつて、何れも農業生産の増進に直接若くは間接の關係を有するものである。これから進んで其第二部門即ち農業労働の保護に關する方面を窺ふことにする。

從來労働者の權利を認め又其保護の爲に立法を爲す氣運はかなり早くから開けて居るけれども、それは當初工業労働者に限られ、其後漸次其範圍が擴げられるにしても、農業労働方面はいつもあと廻しにせられるのが諸國の實例であつた。然しこれはどうしても公平に扱はなければならぬ。若しかゝる状態が永續するに於ては、農工労働者間の境遇の不平均は段々甚しくなるばかりで、農業労働に従事するものは益々其境遇に不安と不満を感じ、農業をすて、都會地

や鑛業地に移轉することゝなる外はない。斯くては農業そのもの、疲弊を見、農村の荒廢に歸するは免れ難い所である。

農業労働に従事する者に對して保護的立法の爲されんためには、農業労働者が立法府に力を得る必要がある。即ち農業労働者も政治上の實権をつかむ必要がある。併しその實力の獲得は所詮工業其他の労働者との共同運動に依てする外はないから、農村労働者たるものは須らく労働組合を組織して工業労働者其他のものゝ労働組合と合従連衡すべきである。そして社會民主黨に加入して單一なる大戦線を張らなければならぬ。かゝる組織的なる運動に依てこそ初めて有力なる階級戦争は實行さるゝを得、又勝利の見込もあるとせられる。この見地から社會民主黨は農業労働者の覺悟を促し、結合して力を得、力を得て戦ひ、戦つて階級利益を擁護し、離村の原因を除去せなければならぬ。

労働保護の實際的方面としては、農政綱領は先づ農業労働にも集合的團體契約を認め、調停制度を設くべきことを主張する。次には工場委員の制度に倣つて、二十人以上の労働者を使用する所には其中から一名の業務參與を選任し、五人以上を使用する所には一名の労働委員を仲間から選出せしめることにすべしと主張する。尙又労働會議所に農業労働者部を設くべしとの主張や、其他これに類似の主張を掲げて居る。

労働時間については、農業々務の性質上季節と天氣とに影響せられるから、工業などのやうに一率には行かないが、一年平均的に八時間制を布くべきものとし、その範圍内に於て團體協約により夏季にはやゝ長き冬期にはやゝ短き労働時間を規定し、家畜に關する労働と家庭内労働とについても特殊の協約を爲すべしとする。時間外労働は許されるが、それに對しては普通賃金の五割増を支給すべしとする。日曜休業に關しては、夏季には三十六時間冬期には四十二時間の休暇を與ふべしとするが、家畜に關する労働と家庭内労働とには例外を

認める。

労働者の住居に關しては保健上不適當なるものを禁止すること、業務に伴ふ危険に關しては其の防止設備を十分にすること、女子労働者に關しては其の保健に注意し特に妊娠時及月經時に對する保護を爲すこと、少年労働保護を行ふこと等が示されてある。これ等は大抵工場法に於ける規定に準じて保護法を定めんとするもので、工場監督同様の監督制をも設けなければならぬとせられる。

労働保險に關しては獨逸の農政綱領には強制疾病保險、養老及廢疾保險、傷害保險、失業保險等を農業労働者にも及ぼすべきことが要求せられてある。獨逸に在つては労働保險中の或ものは既に農業労働者にも適用せられることになつて居るが、社會民主黨は更に進んで十分完全に農工労働者の保險上に於ける地位を同一にし其の利便を平均せなければならぬと見て居る。

總べて右等の労働者保護政策は主として労働者に就いて考へられるのだが、獨逸の社會民主黨農政綱領に於ては、更に此等の施設を農林業に於ける給料取にも及ぼし、給料取階級の利益を労働者同様に保護せなければならぬものと見て居る。そして尙此等の保護立法や保險施設に關しては國際的なる協約が結ばれて諸國に共通なる政策の行はるゝ必要が説かれてある。

農業労働者及び給料取に對して此等の保護を爲しこれに適する施設を爲すに於ては、其爲に少からざる費用を要するは明かである。茲に於てかこれに反對する者は、斯かる費用は當然に農産物の價格を騰貴せしめ、其結果都市の一般住民特には労働者の生活を困難ならしむることゝなると論難するのである。けれどもたとへ之が爲めに費用を要し其結果多少農産物の價格を騰貴せしむることありとも、都市の住民中何者かよく農村の労働者は何等かゝる保護を受けないで居てよいものかと言ひ得るであらうか。農村の労働者はどんな慘めな生活

をしてもたゞ安價に農産物を作つてこれを都市住民に供給する役目をさへ果して居ればそれでよいのだといふやうな亂暴な議論が成立つものであらうか。それに尙ほ考へなければならぬことは、若し農村労働者の保護が有効に又十分に行はれざるに於ては、彼等は相率ひて都門に流入することになり、其結果都市労働者の間に於ける失業を大ならしめ、引いて又勞賃標準を引下げることゝなる。それが爲め都會の労働者は多少農産物を安價に買ひ得ても其の境遇は却つてより以上悪くなるを免れぬであらう。それでは何にもならないではないか。

そこで社會民主黨としては飽迄農業労働者の工業労働者同様なる社會的保護を要求する。そして農工業労働者の結合による共同運動が有効に行はれん爲めに、兩者の間に各々有力なる組合組織が實現するに至らんことは、實に現時の社會に於ける自然的なる要求であつて、廣く農村無産者の境遇の向上と改善の爲めに共同團結と共同運動との爲さるゝは、農業發達の進化法則上の要求だと

見るのである。¹²⁾

九 村落共有地の整理と擴張

社會民主黨は次に共有地に對する權利關係の整理を行ふことゝ、村落共有地の如きを擴大することゝを農政綱領の中に掲げて居る。これは農村に於ける土地無所有労働者の爲にかゝる共有地に於て家産を造り與へることの必要と、土地所有労働者をして其の經濟の補助を共有地の利用に依て見出し得せしめん爲の必要とから要求せられる所である。

社會民主黨の見る所を以てすれば、山林や牧草地の如きは昔は皆村落の共有財産であつた。然るに時代の經過につれて其等は王侯貴族に依て領有せられてしまふか、又は村民中に其の共有者たる少數部類の人々が出来て他の者はその共有關係から排斥せられてしまふか、更には共有者間に分割私有されて普通の

12) Bauer, a. a. O. S. 99-126; Sozialdemok. Parteitag 1927 S. 279 fg.

私有地に化してしまふかして、今ではよほど共有地の面積は少なくなつてしまつた。されば社會民主黨としては、共有地を復活するに努め、なるべく其の面積の擴大を圖ると共に、其の共同使用權に關して規定の立直しをする必要ありと見る。

村落共有地はこれを普通の共有地と村落基本財産とに區別して見なければならぬ。前者はその共有地に對して權利を有する者が、無償にて或は其所から薪や草を採り或は家畜を放牧する權利を有するものであるが、後者は村落自治體に於てこれを管理し、その使用は有料として其收入を村落會計の中に繰入れるを例とするものである。そこで社會民主黨は村落共有地はなるべくこれを村落基本財産に變更せなければならぬとする。蓋し村落共有地の使用は習慣的に土地の所有者其他の一部分の住民にのみ其權利が限られ、廣く村民一般に及ばないのを例とするから、これを村落基本財産に變更して其所からの收入を村の一

般的收入中に加へ、以て學校の建設や改良や道路其他の公共的使用に屬するもの、布設修繕等に用ゐて、其の間から生ずる利便を村民一般に普及せなければならぬと考へられるからである。そしてその土地の状況によつては其所に無産者に對する家産の設定をすることも出来るし、又土地を所有する労働者をして其利用により經濟上の補助を得せしめることも出来るからである。

村落はかゝる基本財産たる土地をなるべく廣く所有するを要する。そこで社會民主黨は大所有地については其の外邊の部分はこれを村落の公有と爲すを得る權利を認めんと欲する。そして大所有地の多く存在しない所にあつては、すべて賣に出された土地に對しては村落自治體が先買權を有するものとし、又競賣に附せられる土地の競賣に参加するを得る權利を認めんとする。そして曾て村落共有地たりし土地はこれを取戻すを得る權利をも認めんとするのであつて、奧太利に於ては一八四八年以前共有地たりしものにして同年以後農業上の

團體の私有に歸したものは、これを村落自治體に於て取戻すを得るものとせんとして居る。

要するに村落團體は昔時は頗る有力なるものであつたのに、專制主義と自由主義とは其實力を喰ひ破つてしまつて、現今村落團體は甚だ無力なる行政組織體たるに過ぎざるものとなつた。社會主義は村落團體をして今一度昔の有力なものに立歸らしめんと欲する。そしてこれに廣き基本財産としての土地を所有せしめ、多くの機能を發揮するを得るものと爲さんと欲する。即ち將來社會主義社會の建設は村落社會主義を以て基礎とせなければならぬと見て居るのである。¹³⁾

十 大農地公有と森林公有

次に社會民主黨は大農地の公有を實行せんと欲する。その見る所によれば、

元來土地の所有には掠奪したる土地と勞働に依て得たる土地とある。昔はこの兩者が併存して居たのであつて、農民の所有する土地は大抵勞働に依て粒々辛苦して得られたものであり、大所有地は戰國的な状態の下に諸侯や寺院などが之を略取したものである。然るに資本主義の發達はかゝる土地所有制の發展を抑止してしまつた。即ち資本主義は一方に於ては大所有地に對して其の賣買の禁止や制限を解き、其の古來の領有者の手から資本主義の手に買得せしむる道を開いて、多くの大所有地は現今資本主の所有となるに至らしめた。同時に又資本主義は一七八九年や一八四八年の如き大革命を招來し、その結果昔から農民が土地の上に有して居た使用權的な所有權をば、其上に位して居た上級所有權から解放して、完全な所有權として農民の手に與へることにしてしまつた。斯くて現時に在つてはかゝる二流の源流から發達した土地所有制は、轉々相續され購買移轉されて、入亂れた状態の下に存在して居るのである。

13) Bauer, a. a. O. S. 136-146.

然るに世界大戰は又新たなる革新の時期を造り、大所有地を國家公共の有に移す運動をして着々功を奏するに至らしめた。即ち一九一七年以來露西亞、エストランド、レットランド、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ツエッコ・スロヴァキア等に在ては、大所有地は公有に移されて、其上に小農民が扶植せられ、大所有地は實際に於て小農民の勞働所有地化するに至つた。獨逸及洪牙利に於ても亦大所有者は農民移住地の設定を強むられる立法が爲された。獨逸は此の大運動に貢献する所は少かつたが、その農民移植法は不十分ながらやはり同一傾向を示すものといはねばならぬ。されば現今歐洲の大部分に於ては大所有地の犠牲に於て勞働所有地が漸次擴大せられつゝある。

社會民主黨はいふ迄もなく此勢を助長し、土地の所有を眞實なる勞働所有たらしめ、大所有地はこれを國家の公有となさんと欲する。

森林も亦耕地同様に或はそれ以上に公共的性質を有するものである。その状態と利用とに關しては國民一般は直接至大の利害關係を有する。然るに其の私有制は公益よりも先づ利得を目的とし、出來得る限りの利益を齎らすやうにのみその管理が爲されて、一般社會の利便と一致し難い所が少くない。仍て社會民主黨は森林の國有制を實行することを以て政綱とする。そして其の公有化されたる以後に於ける管理は營利主義によらないで、國民の福祉を第一とし、收益林としてではなく福祉林として管理し、國民一般の利便の爲めにこれに奉仕することを本義とし、國民經濟上の利害と森林經營上の利害とを一致せしむることを眼目として、その管理の爲さるゝものとせんとするのである。國有林に對する人民の利用權については適當なる新規定を設ける必要がある。

公有にせられたる大所有農地の管理については、一部分はこれを小農的な短期小作人や永小作人の手に移して經營せしめるのだが、一部分はこれを國家の手中に残し置き、大農場として經營する必要がある。大農場的經營はいつでも

經營上に最新の科學的智識を應用し、技術と經營との改善を爲し、常に模範的なものとして小農業者の師表となるに適するものであるから、その試験場的な意味に於てもこれを國家の手に残し置く必要がある。そして小農民は此等の大農場からよき種子や種畜を得又機械使用の方法等を教へられねばならぬ。併しかゝる國營農場の經營は一朝一夕には行はれ難いから、當初は過渡的な方法として有爲堪能なる大小作人にまかせて國家監督の下に經營せしめる外はない。尤もその經營は營利を主としないで國民經濟上の公共利便を主として行はれなければならぬ。然る間に事情の熟するにつれて、この小作的經營者に代つて國家利益を代表する監督者と、其農場に働く給料取及労働者中の代表者との參與の下に、一の組合的な經營團體を造つて、共同的經營を行ふこととし、以て完全に大農場國營の實を擧げるやう移り行かなければならぬ。

最後に國有に移される土地はその所有者に對して賠償せらるべきものなりや

否やの點については、獨逸社會民主黨の農政綱領は、賠償するともしないとも豫め決定出来ないとして居る。即ちそれは時の事情により、公有の行はれる狀況の如何に依て定まるものだとするのである。そしてその狀況は地主其人等の態度の如何によつて定まる所多大だと見て居る。若し力に訴へて公有が行はれねばならぬやうだつたら事情上固より賠償の問題などは起り得ないし、若し然らずして平和的に合法的に公有が實現するならば、固より賠償は適當に爲さるべきである。これが賠償を行はないやうでは社會民主黨は國際信義にも戻るものと非難せらるゝを免れず、それは社會主義實現の事業上多大の障礙とならざるを得ないであらう。要するに賠償の問題は事情に依て解決せらるべきもので、社會民主黨としては、如何なる事情の下に於ても賠償しないなどは決して言はないし又考へもしないと述べて居る。

何れにしても土地が所有者の手中に在る間は、その地代は其所得に歸してし

まう。然るに地代は社會の發達と共に増加して止まないものである。従てそれは現今個人の富を造り上げる最も重大なる要素を爲して居る。されば土地が國家の公有に移されるに依て甫めて増加して止まない地代は國家の收入に歸し、社會一般の福祉の爲めに公共的にこれを用ゐ得ることになる。それに又考へてみれば、大所有地の上に於ける所有制の發達は資本主義經濟の發達に對する基礎を與へ、土地所有から離れたる無産者は土地の使用の爲めに其所有者に貢を爲すを餘儀なくせられ、又これに隷屬するを餘儀なくされたのである。社會主義はこの状態に對して無産者をば土地所有の支配關係から解放するを以て任務とせなければならぬ。併し小面積の土地を有してこれを自ら耕作經營する小農民はこの支配隷屬の關係に居ないのだから、此等に對してまで其土地所有を奪ふ必要はない。たゞ大所有者にして自ら所有地を耕作經營せないのである。土地を國家の公有に移せば足りる。そして同時に森林の公有を實行すればそれでよ

い。

この大農地と森林との公有はいふ迄もなく大工業、鑛業、大商業、銀行業などの公有と並び行はるべきものである。これが併せ實行さるゝに於ては、それに依て社會的なる富の大部分は社會公共の有に歸することになる。これに依て甫めて都會及農村の労働者は資本の支配を離れて、共同的なる自治的労働に従事して、これにいそしむことが出来る。即ち社會主義の目的は達せられることになるのだと考へられて居る次第である。¹⁴⁾

以上は獨逸社會民主黨の農政綱領として示されたもの、概要である。これを一々吟味すれば、實行の容易なるものもあれば、かなり困難と見へるものもあるが、併しあまりに突飛なものもなければ、所謂革命的なものもない。大抵は實際的なものばかりで、然かもよく農業と農村との實狀に適し時弊に的中せるものである。農業問題をば社會的一般改革の大鉞で一撃の下に解決すべしと

14) Bauer, a. a. O. S. 147-170; Soz. Parteitag, S. 273 ff.

やうにばかり考へて居た従來の態度が改まつて、斯く實際的に又政策的に傾いて來たことは、近時に於ける傾向の大いなる變化として見遁し難い所である。それと同時に農村の無産者のみならず、自作農的小農民の心をも捕へて自己城塞中の兵員たらしめんとする努力の明かに表はれて來たことも、時勢の變化を示す一現象として、見遁し難い所である。

四 伊太利に於ける農業社會化運動

一 農業社會化運動の二方面とその消長

農業社會化運動は、一面に於ては農地の私有制を廢して之を社會の公有に移さんとするものであり、他面に於ては農業の各農家による個別的經營を廢して之を國家其他の公共團體の直營にするか、さなくば生産者の共同組合を組織して其手に依て經營せんとするものである。此の兩方面は併せ行はれるに依て完全なる農業社會化たることを得べきものたるは言を俟たざる所であるが、その一方だけが行はれるのでも不完全ながら農業社會化の運動たるを失はない。そして従來諸國に於て論議せられ又多少實地に試みられたる所を見れば、とかく土地所有の方面が先づ考へられ、又は此の方面に重きが置かれ、彼の一般的な

る土地制度改革運動と共に、好んで論究劃策もせられ、又實行運動としても或派の人々に依て指が染められたのである。¹⁾然るに農業の經營に關する方面に至つては、とかく問題は第二段に置かれ、同じ經營といふ中に在つても、普通の耕作に關する方面は、社會化の問題に於ては、とかく後廻しにされる風があつた。即ち例へば農産製造の如き方面は生産者の共同組合の如きに依て經營する程度にまでは、かなり早くから其道が開けて來て居るけれども、穀作其他普通の耕作については、國家其他の公共團體が之を直接に經營する如きことの多行はれざるは勿論、生産者の共同組合に依る經營の如きも、殆んど多く實行上の問題とはなり得なかつた。

露西亞に於ける經濟組織の根本的改革事業の如きも、土地私有制の一般的廢止といふことだけは、法制上に於ては兎も角一度實現せられるまでに至つたけれども、農事經營の方面に至つては、國家の直營も、共產農村の經營も、大抵

1) 拙著『農業社會主義と組合社會主義』第一編『農業社會主義』参照

はたゞ紙上の計劃たるに終つて、殆んど多く実績の見るに足るものなく、勞農政府の政策はこの方面に於ては失敗たるを否み難かつた。²⁾或はこの方面の失敗からして經濟改造一般に關する勞農政府の劃策が破綻を繕ひ難きに至つたと見てよいかも知れない。

農業社會化運動は農地の所有に關する方面と農事の經營に關する方面とが、兼ね行はれるのでなくては、ほんとの社會化とはいはれないことの明かなるに拘らず、從來とかく土地所有の方面が先づ問題にせられたのには、色々理由がある。即ち一つには、農地の私有制を廢して之を公有に移すといふことは、元來法制上の問題たる性質が多く表に顯はれて居て、農業實地の問題たる性質は隠れ勝ちである。従て問題は主として法制上の問題として取扱はれ、一般的に土地私有制そのもの、可否とか、土地が本來有する公共的性質とかいふやうなことが問題の出發點ともなり又歸着點ともなつて、多くは机上論的に取扱は

2) 拙著同上附録『勞農露西亞の農業政策』参照

れ、公有制が私有制に比して遙かに合理的なることや、從て制度改革の必要缺くべからざることやが、經濟論としてよりも寧ろ人權論として決定的に論斷せられる風であつた。然るに農事の經營といふことになれば、それは技術と經濟との問題であつて、然かも實際的に生産の實を擧げなければならぬ必要の伴つて離れざるものであり、人間としての權利とか社會の秩序とかいふことには直接關係が無くて、主として社會經濟と各農家經濟とに關係した問題である。所が農業の技術と經營との實際に於ける經驗から見れば、農業は自作主義的に經營するが、生産の實を擧げる上から見ても、又農家の經濟上の獨立を維持する上から見ても、頗る有利であつて長所を持つて居るとせられ、少くとも共同的經營は普通の耕作や園藝の如きに於ては、とかく十分なる成功を以て行はれ難しとせられた。即ち自作農主義は抜くべからざる實際的根據を有するものとせられた。そして又大農經營と小農經營との比較についても、其の優劣は常に大

いなる論争の的となつて、然かもその論斷は決定的には與へられず、少くとも小農經營は一概に不都合のものとは見るを得べからず、その存續の地盤は頗る堅固であつて、場合によつては大農經營よりも力強き地盤を有するものとも信じられて居る有様である。總べて斯様な次第であるが爲に、農業社會化運動としても、土地所有に關する方面が、やゝ安神の態度を以て（自信ある態度を以てと謂ふてもよいであらう）推奨せられ又實現の試が行はれるに拘らず、農業經營の方面はとかく問題が後廻しにせられ、又論議せられても稍々躊躇の伴ふ嫌あるを免れ得なかつたのである。

それに又次には、從來農業社會化の問題は主として社會主義者之間に於て問題とせられ、又その實行運動も行はれたのであるが、人も知る如く、社會主義運動は、十九世紀を通じての其の發達の有様から見ても明かなるやうに、當初は一般的に又は部分的に私有財産制に關する論難と改革運動とに主に力瘤を入

れ、普通に共產主義や集産主義といはれる派のものは、主に所有制の否認と改革を中心として議論を立て、一方は私有財産制全部を否認し他方は資本の私有制を否認し、之に代ふるに公有制を以てせんとする點がその特徴を爲すもの、如く考へられて居た。即ち概して舊き社會主義は、所有制に對して攻撃を集中し、又之を改廢することに依て併せて經濟組織特に生産組織を改造せんとしたのである。之が爲めに農業社會化に關しても亦、舊き社會主義者はとかくどうしても農地の所有に關することを先づ第一の問題とせざるを得ざる立場に在つた次第で、従て農業社會化運動そのものに於ては、この方面が先づ表面に立つて進み行く姿を示すことゝなるを免れなかつたのである。

然るに社會主義中に在つても近時の傾向に於ては、所有制よりも却つて先づ生産組織に關する方面が多く問題とせられ、生産組織の改造特に雇傭労働制の廢止に依り、労働者の自主的なる共同組合に依る生産の自治的管理が主張せら

れることゝなつた。即ちかのサンヂカリズムやギルト社會主義などに於て之を見ることの出來るやうに、資本主義の有する根本の不都合は賃傭労働制であれば、先づ之を廢して自主的労働組織を造ることに依り應て經濟一般に涉る改造の事業は行はるべきものとせられる風が、著明なるに至つた。茲に於てか、農業社會化の運動に關しても、農地所有のことも大事だが、それより先づ労働者に依る農業經營の自主的管理の道を開くことが、最も大事なことだと考へられる風も出て來るに至つた。

併しとにかく農業社會化運動が主として社會主義者の間から起つたといふ事實は、右に述ぶる社會主義的傾向中の變遷と相伴つて、農業社會化運動に於ても亦當初主として農地の所有に關する方面が問題とせられたる理由の一面を明かにするに足るものたるを失はないのである。斯くて上に示す種々の理由からして、從來とかく農業社會化運動は先づ農地公有制實現の運動として發展し、

農業經營に關するその公共化の方面は、やゝ之に隨伴して發展したる趣あるを知ることが出来る次第である。

二 伊太利の農業共同經營組合

伊太利に於ける農業社會化運動は、上に述べたる農業社會化運動の二方面に關しては、勿論兩方面に跨つたものであるが、然し當初の試としては先づ農業の共同經營に依て其の社會化を實現せんとする道が選ばれたのである。此の意味に於て伊太利の農業社會化運動は上に示したる從來普通の傾向に對して一機軸を出せるものとも謂ふことが出来るし、又一新时期を造り出せるものとも謂ふことが出来る、とにかく農地の所有よりも農業特に耕作經營を共同に行ふことを先にし、土地は共同組合に於て地主から一纏めに借り受け、借地の上に共同事業を行ひ、一の共同小作組合として、發足したる點に於て最も注目し

又研究に値するのである。そして又それが農業の社會化といひ乍ら、國家や地方自治體が土地を公有にして其所に公營農業を行ふ道筋に沿ふて行はれるのではなくして、労働者の自發的努力に依り、労働組合運動との連絡の上に、生産者自身の共同組合が造られて、其手に依て共同的に農耕經營を行ひ、その道に沿ふて漸次農業社會化の實を擧げんとして居る點も、注意と研究とに値する所たらざるを得ない。

尤も伊太利の共同農業組合は後に述ぶべきが如く、その組織と經營方法とに於て少からず面目を異にするものが一括されて居るから、從て其の目的とする所も多少づゝ異ならざるを得ざるを見通してはならぬ。たゞ其中に在つて社會主義者に依て唱道せられ、又實行せられて居る所のものを見れば、それ等は明かに生産者の自治的共同組合に依て農事の經營を行ひ、初は土地を借用して共同小作組合として進んで行くけれども、やがては組合自身が土地を購入所

有して土地と農事との兩方面に涉つて共同制を布き、完全なる農業社會化に向つて進み、かゝる組合が多數に發生し互に連絡して漸次その普及を見ることに努力せんとするものである。そして此道に依つて無産階級の解放を實現し、生産手段の社會化といふ意味に於て農地の社會化を行ひ、又農業の自治的共同經營に依て農業労働者即ち眞の生産者たる者の企業家支配からの解放を行ひ、雇傭労働制を廢して共同生産組織の實現を爲さんとするものである。³⁾

そして伊太利に於て農業社會化の運動が、何故先づ土地の公有制の實行といふ道に依らないで、却つて労働者の共同的自主經營といふ道に依つて行はれるに至つたかの理由については、色々のことが考へられるであらう。即ち第一には、伊太利に於ける此の運動が、その第一歩は十九世紀の末葉（一八八〇年代）に於て着けられたりといへ、漸く實行運動として根を下ろし、普及して發達するに至つたのは二十世紀に入つてからのことであり、近時の發展であるが

3) E. A. Lloyd, The Co-operative movement in Italy, London 1925, p. 81 & 98

爲めに、そしてそれが主としては社會主義思想に依て導かれるものだつた爲めに、その社會主義的傾向に於ては、先に述べた新しい社會主義としてのサンデカリズムなどの影響を受けることの多かつた事實が考へられる。謂ふ迄もなくサンデカリズムは佛蘭西、伊太利、西班牙などを地盤として發生したものであり、その發生と發達はやはり十九世紀の末葉から二十世紀にかけてのことである。そしてその傾向には革命的のものゝ穏和なるものゝあり、無計畫的のものゝ計畫的のものゝある。されば伊太利に於ける社會主義思想としてサンデカリズムが力を有し、農業社會化運動についても、サンデカリズムの主張する所の反影せるは、謂はゞ當然のことであつて、労働者の解放が主眼とせられ、その實行策として自主的共同生産組織が考へられ、サンデカーとしての労働者の自治團體の推奨されたるは理解し易き所である。之が爲めに伊太利の共同耕作組合は、土地の所有よりも實地經營を先とし、他人の土地を借りても先づ自治的

共同生産組合を作つて、其道を進み行かんとしたのである。

併し此の主義としての立場より來る考慮と併せて、是非見遁してならぬことは、伊太利に於ける農業の實際事情である。伊太利に農業共同經營組合が先づ大いに發達するに至つた理由としては、此の實際事情が最も重きを爲せるものであるかも知れぬ。

今や廣く知られて居るが如く、伊太利の農業共同經營組合は、同國內に在つても主にシシリ、ロンバルデー及エミリアの三州に發達して居るのである。仍て今伊太利に於ける農業の實狀について見るに、同國に在つては土地の所有と農業經營とが古くから分離してしまつて居り、然かも土地の所有は大地主制を主とし、農民の多數は小作人となつてしまつた。そして大地主の多數は不在地主であつて、其の土地所有分配不平均の狀況は南方に至るほど甚しいのである。ロンバルデーの如きに在つては、土地の一割のみが自作せられ他の九割は

小作されて居る有様である。北部地方には地主と分益小作人と被傭労働者が併存し、相互間の社會的間隔は多大で、地主と小作人との間にも主従の關係に近い關係が存在する有様である。⁴⁾

そこで尙ほ右に掲げた三州に於て農業共同經營組合の發達した理由について見るに、組合はエミリアに於て最も早く發生したのであるが(一九〇二年)此州其他北部及中部の諸州に在つては、共同耕作組合は主として労働組合の指導に依つて出來上がり、其の目的とする所は失業の時期に際して組合員に職を得せしむることに存し、労働者を登録しその供給過剰なる地方から供給不足の地方に移送して、供給の平均を計ることは最も必要のこととせられた。さればエミリアに於て最初に造られたる共同經營組合の如きも大農地を一手に借受けてその共同經營を行ひ、組合員に多くの仕事を授くることに努力したのである。そして此の事情は特に北部地方に於て甚しく、あまり外國に移住しない同地方で

4) 拙著『農業労働と小作制』一三二頁以下「伊太利の農業労働問題」参照

は人口の増加は本世紀に入つてから特に目立つやうになり、労働の需給の調節を計ることは缺ぐべからざる必要であつた。

然るに、南部伊太利に在つては事情之に反し、同地方は人口も比較的稀薄で古くから農業振はず、農地の状態悪く、土地の排水や山林の栽植等のことから始めてかゝらねば耕作は行はれ難く、従て多くの資本を要し、その結果前にも述べたやうに大地主が多くて、然かも其等は所謂資本主的地主であり大抵不在地主で、其所有地の管理は中間の投機者流に委かされ、小作は中間小作人に一手に大農地が貸與へられて、それが又小作に附せられる有様である。かゝる有様の下に於て實際小作をする者の小作料負擔重くその生活のみぢめなるべきは謂ふ迄もない。そして此の状況は特にシシリに於て甚しかつたものだから、小作人共は此の忌むべく憎むべき中間小作人を排除し、それ等が上前をはねるだけを節約しても自分共の収入は多くなるわけだから、主としてその目的の爲

めに共同組合を組織し、地主から直接に農地を借受けて、小作農業を営むことに氣運を段々造り成して來た。⁴⁾

されば同じ農業共同經營組合であつても、北部及それに近い中部のものと南部及それに近い中部のものとは、大體に於てその成立と目的とを異にせざるを得なかつた。そして北部のものは眞實なる共同經營組合として成立てるに反して、南部のものは組合内部に於て經營は組合員に個別的に行はしめ、たゞ或種の事柄だけについて組合の手で共同に行ふに過ぎないものが多い。それに又政治上の關係と宗教上の關係とが入り交つて力を及ぼして居るものだから、伊太利の農業共同組合はその性質と目的と組織とについて、分類の行はれざるべからざるものがある。

三 農業共同經營組合の種別

5) Lloyd, op. cit. 82 ff. 高岡熊雄氏『伊太利に於ける社會主義者の農業經營』農業經濟研究創刊號五一六頁、澤村康氏『伊太利及ルーマニアの小作組合』社會科學第二卷第二號三五—三七頁

伊太利に行はれて居る農業共同經營組合の經營組織には普通二様の區別ありとせられるが、⁶⁾ 悉細に見れば三種別ありとすることが出来る。一は純粹なる共同經營であつて組合は共同に土地を借受け(又は一部分は所有し)組合の手に依りて共同的に經營するものである。(Affitanze Collective a Condizione Unita) 二は組合が或程度の共同事務を行ふけれど土地は之を個別的に組合員に依りて耕作經營せしむるものである。(Affitanze Collective a Condizione Divisa) 三は土地を共同に借入れ地割的に組合員に割當て、經營せしむるもので、第二種に屬すと見ることも出来るが、又獨立の面目を有するものたるを失はない。

右等三種の經營組織の中、純粹の共同經營たる第一種のものに在つては、耕作經營は單一なる共同管理の下に行はれ、經營上の勞務は組合の定めたる規約に従つて組合員に依りて共同に實行される。組合員は經營上の勞働に従事する限りには於ては組合から賃金を支拂はれるのであつて、其賃金は當該地方に於ける

6) 拙著『農業勞働と小作制』一七一頁。高岡博士及澤村氏前掲論文。Buchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik, 2. Aufl. S. 166 u. 201.

普通の農業協約に従ひ最高額が限定されてある。然し通常は賃金額の一定部分(例へば八割)だけを其都度支給せられ、殘餘は業務年度の終りに於て經營上の餘利利得の配當と合せて受取ることになつて居る。利益の配當は各組合員の持分に應じて配當せられるのである。組合員の持分の數は組合により均一なものあれば不均一なものもある。

次に第二種たる個別的經營組織のものは、農地に關して多數の獨立なる經營單位が出来て居り、その一つ々々が組合員に依りて個別的に經營されるのであつて、組合の共同機關は地主との交渉其他對地主關係を整ふること、第三者に對する交渉事務とを行ふことを以て主たる任務とする。併し組合は又定款の定むる所に従ひ例へば農用機械の購入及利用を組合共同の計算に於て行ひ、又種子肥料等の共同購入を爲し、又農産物の共同販賣を爲す等のことを任務とすることも勿論少くない。

次に第三の種類を爲すものは、耕作經營が組合員個別的に行はれる點に於ては第二種のものとは違はないが、たゞ土地は之を地割の原則に従ひ組合の手に依て各區域が成るべく同一價值を有するものなるが如くに分割し、各組合員は抽籤等の方法に依て其一單位區域を引受けて耕作經營するのである。そして組合はたゞ此の均分なる割當を行ひ地主及第三者に對して組合員を共同的に代表するだけのことをするのでもよいが、又定款の規約に従ひ技術上の指導を爲し作物の輪作に關する計畫を立て、又組合全體の利益の爲めに耕鋤播種其他の重要な作業を共同に行ふこともあり得る。即ちその實狀は地方により組合により多少づゝ相違するを免れない。

以上三種の經營組織の中第一種のもは多くエミリア及ポロニア Emilia, Bologna 地方に行はれ、第二種のもはヴェネチア、中部ロンバルデー Venetia, Central Lombardy に多く、第三種のもはシシリイ其他巨大農地 (latifondi)

の多く存する所に行はれて居る。それはつまり地方々々に於て農地と農業と農民との實際事情が異つて居るが爲めに表はれ來つた現象たるに外ならない。現今では此の實狀といふことが最も力強き決定を爲す要素たることが實證されて居る。けれども當初は多少其點が今日と異つて居たのであつて、政治上の大勢力たる社會主義者とキャソリック黨とが、此の共同組合運動の指導についても各々其の立場とする所に據つて選ぶ所を異にし、前者は純粹なる共同經營を選ぶに反して、後者は分割的なる共同經營を可としたのである。⁷⁾

すべて斯の如くなるが故に、伊太利の農業共同經營組合は其の組織の上から見て分類の必要あるに加へて、政治的關係からも其の所屬上區別の認むべきものがある。即ち一方には社會主義者の指導と勢力との下に立つ組合運動あると同時に、他方にはキャソリック黨又は僧侶黨と見らるべき勢力下にその指導に依て進み行く組合がある。それに又例のファッシストが實權を獲るに至つてか

7) Lloyd, a. a. O. pp. 79-81 熊岡博士及澤村氏前掲論文

らは、その勢力も亦この農業共同經營組合の上に及んで、その指導と反面には又その撲撃とは、組合に取つて最も痛切なる利害關係を有つものたらざるを得なくなつた。此の最後の事情については後に解説するであらうが、茲にも亦組合の種別を述ぶるに當つて、一言して置く必要がある。

殊に注意しなければならぬことは、社會主義者の勢力の下に在つて、純粹なる農業共同經營を行ふことを以て任務とする組合と、さうでなくて組合員各自の個別的なる獨立經營を認め之を基礎として組合を作り組合はたゞ或種の限られたる共同事業を行ふに過ぎざるものとは、同じく共同組合たる乍ら、その性質の甚だ同じからざるものあること之である。又組合員の個別的經營を爲す組合に在つても、土地を均一價值のものに分割して一種の地割制を以て經營の共同組織を立て、居るものと、然らずして不均一なる農地と農業とを組合員各自に一任して行はしめるものとは、多少性質の異なる所あるを認めざるべから

ず、地割制には何となしに社會主義的平等觀の容れられたるあるに反して、不均一なる分割經營には平等觀の伴ふ所は少く、個人主義制を基礎として之に多少の共同主義を加味せる程度のものが多い。

此等の區別からして、伊太利の農業共同組合は、その性質より之を見て、社會主義的なる共同組合たるものと、産業組合的なる共同組合たるものとの併存分立を示して居るものと見ることが出来る。他の言葉を以ていへば、普通に共同的生産組合 *Produktivgenossenschaften* と呼ばれるものと生産者共同組合 *Produktengenossenschaft* と呼ばれるものが併存して居ると見てよいのである。前者は謂ふ迄もなく眞の共同主義であつて、苟も組合を組織するからには、その組合が一體となつて自己の責任に於て農業を經營し、經營に關する一切のことはその經營主體たる組合が自ら之を行ふのである。従て組合員は組合員としては外部に對して各自の經營上の獨立を失ふは勿論のこと、組合の内部

關係に於ても獨立の經營主體たることなく、組合といふ獨立の人格内に融合し、從て組合事業の損得ともに一切共同に負擔する次第である。されば組合は現在の企業組織内に在つて生産の業務に働くものではあるけれども、今日の企業が事業に伴ふ損得を企業家一身に引受けて勞働者には直接の關係なからしむると異り、組合員各自がすべて共同的に、儲ければ分配し、損すれば共同に負擔するのであつて、企業組織に對立する意味に於ける共同組織である。此點から見て此種の農業共同組合は、十分なる特色を持つて居るのだが、純然たる共產組織としてはまだ十分徹底せるものたるを得ない所あるを認めなければならぬ。併しそれが所謂共同的生産組合 *Produktivgenossenschaft* として從來社會主義者の唱道して居る所のものに該當することも認めなければならぬ所である。そして之に依て農業社會化の運動を十分に行はんとする志も認めてやらねばならぬ所である。

然るに組合はあり乍ら組合員各自が農地を個別に引受けて獨立に經營する種類のものに至つては、その組織は謂はゞ聯邦組織みたやうなものであつて、各支分國は國家として夫々獨立の面目を有し又獨立の機能を備へ乍ら、たゞ軍事とか外交とか財務とかの關係に於て聯邦政府が各支分國に共通の事務を行ひ共同的に外部に對して各支分國を代表するが如く、組合員は各自農業企業家として獨立の經營を行ひ乍ら、たゞ農用機械の共同購入及共同利用、種子や肥料の共同購入、生産物の共同販賣等のことを組合の手に依て共同に行ひ、又組合機關が各組合員を外部に對して共同的に代表するものたるに過ぎぬ。されば此種の組合は其の性質は普通の産業組合と多く異なる所なきものであつて、獨立なる生産者の共同組合 *Produktengenossenschaft* たるに過ぎない。即ち組合は産業組合としての利用組合と購買組合と販賣組合とを兼營するものであつて、その限りの性質に於ては普通の農村産業組合と多く異なる所がない。たゞ併し乍ら地主

に對して農地の關係に於て組合員を共同的に代表し、その貸借條件其他について共同的協定を爲す點が特色を爲すものたるを見る。けれども此種の事務も普通の産業組合組織を以てして之を爲し得べからざる性質の事務ではないから、此の共同事務を行ふといふだけの理由で、伊太利に於ける此種の組合を普通の産業組合とは全然別種のものなりと謂ふことは出來ぬ。されば要するに此種の第二種形式に屬する組合は大體に於て之を産業組合と見て差支ないのである。従て此種の組合がキャソリック黨に依て支持せられ、従前政治上の二大對抗勢力たりし社會黨とキャソリック黨とが、各々農業共同組合を指導し乍ら、一方は共同的生産組合たる性質のものを推奨し、他方は生産者共同組合たる性質のものを推奨したること、洵に故ありとしなければならぬ。

そして彼の第三種の形式に屬するものは謂はゞ性質上右二種類のもの、中間に位すると見るの外なく、然かも大體第二種類に屬し乍ら第一種のもの、立場

とする所を加味したるものと見て差支ない。

そこで参考の爲に此等各種の農業共同組合の數を示してみやうならば、農業共同組合はその發生は前世紀の末葉に在るけれども、一九〇二年以後急に發達するに至つたもので、一九〇六年に Federazione Italiana dei Consorzi Agrari (Italian Union of Agricultural Federations) の報する所によれば、組合總數一〇八であつて就中二五は共同經營的のものであり八三は個別經營的のものであつた。一九一三年に至つては筋肉労働者に依る共同經營的組合のみでも八三の多きに達した。一九一六年の状態について統計及労働者の統計年報の示す所によれば一、二七一の農業共同組合ありとせられたが此中には販賣、購買、養蠶組合等も包含されて居る。一九二三年の國際労働時報 The International Labour Directory に依れば農業組合全國聯合會(キャソリック)に屬する組合は一、二二二に及び農業供給共同組合伊太利聯合會(中立)の所屬組合員數は三十五萬人で

組合九三九に分屬し、農業共同組合全國聯合會（社會主義者の組合——ボロニア）には一、一六一の組合が屬しその組合員七萬二千六百五十六人と註せられた。

四 運動の政治化と其後

上に述ぶるが如く伊太利の農業共同組合はたゞに其組織に關して種別を立てなければならぬのみならず、其の政治上並びに宗教上の所屬に關して類別して取扱はれなければならぬ實狀を呈した。そして其の所屬に關する色分けは大戦時及其以後に於て益々明瞭になり、それが爲めに一時は大いなる混亂を見、共同組合運動の發達を阻害するに至つた。以下少しくその狀況について觀察するであらう。尤も説く所は一般的に共同的な組合運動に關するものであるから、獨り農業共同經營組合についてのみ茲に述ぶるが如き事情が発生したものと了解してはならぬ。農業共同經營組合をも含め普通の産業組合にも涉つた廣い觀察である。

大戦時中に於ては事情の必要から伊太利の共同組合運動は大いに促進され、休戦後の政變に伴つては、組合間の政治的所屬に關する問題から、大いなる混亂が生ずるに至つた。即ち先づ社會主義者の支配下に在る共同組合は一九二〇年二月八日に羅馬に於て *Liga National delle Cooperative* の協議會を開きその決議として議會に於ける社會黨と聯盟を締結することになり、將來は共同組合全國連合の協議會の希望する所の事柄について之に必要な立法上の行動及議會に於ける行動は、總べて之を議會に於ける社會主義者の團體に一任することとした。此の決議が爲されて以後は從來共同組合の行つて來た經濟的運動は政治的運動に變化し、從て互に反對なる立場にある組合が對立して勢力を争ふ状態が造り出されるに至つた。即ち政治上の所屬を異にする組合が同一地方に於

て重複して組成されることとなり、其等の間に深き反目と激烈なる競争とを見るに至つた。

社會主義者の共同組合に對する第一の競争者はキャソリック黨に屬する共同組合であつて、一九一九年に造られたる *Confederazione Cooperativa Italiana* を本營として對抗の陣を張つた。此派の勢力は急速に全國に普及し特に宗教の勢力の大なる南方に於て力を得た。斯くて社會主義的なる『赤』組合と、キャソリック黨の『白』組合との對立は段々に明瞭なものとなつた。

然るに茲に又新たに一の國家主義的な勢力の下に共同組合運動が表はれて來た。それは戰場から歸つて來た兵士達の作れる組合であつた。即ち歸郷せる兵士を成るべく土地に定着せしむることはたゞに歸休兵士の利益たるばかりでなく、國家的にも亦食糧生産を豊にする必要から、大いに歓迎せられる所であつた。そこで一九一九年に *Opera Nazionale dei Combattenti (National Soldiers' Aid Society)* なるものが國家に依て設立せられ、三億リールの資本を以て事業

を創め、約五萬ヘクタールの土地が經營されるに至つた。そして此の組合は公共團體及慈善團體の有に屬する土地に對しては地代を支拂つて之を借受くるを得る權利を認められた。

歸休せる兵士は多く組合を造つて正式に土地の借用を申出でたが、其後終には政府の官僚的な事務の遅延に待ち切れないで、段々土地占領のことが行はれるに至り、國內秩序の廢弛と共に、其勢は漸次猖獗なるに至つた。一九一九年から一九二一年に至る期間は實に大いなる無秩序状態を呈した時期であつた。占領が獨り歸休兵士に依て行はれるのみならず、漸次農民一般に依て行はれるに至つたのは謂ふ迄もないことで、社會主義者の赤旗もキャソリックの聖像も國家主義者の三色旗も皆かゝる占領軍の馬標だつたのである。その際占領された土地は先づ第一には中古から公共所有の土地と思はれて居たもの、次には國

家や地方團體や其他の公共團體及び慈善團體等の所有地であつたが、私有地にして占領されたるものも少くなかつた。そして時の政府の力を以てしては到底十分に秩序を維持することが出来なかつた。

斯くて此の無秩序は如何に成行くべきかを憂へられたのであるが、其中にファッシストの運動が段々に行はれて、其の勢力は急速に又確實に全國に涉つて扶植されるに至つたものだから、その力に依て秩序は追々に恢復されることになつた。

右の如き時情の下に於て多くの共同組合は農業經營方面にも創設せられたのであるが、それ等の多くはたゞ眼前の利益をのみ見、専ら土地を得ることをのみ考へて、將來の計畫については殆んど定見の無かつたことは、想像に難からざる所である。そしてその狀況は南部地方に於て著しかつたやうである。從て新たに造られたる組合と在來の組合との間には激しき反感と衝突との表はれる

を避け難い次第で、其争は先づ主として在郷軍人の造れる組合と社會主義者の組合との間に行はれた。その狀勢からして在郷軍人の造れる組合は一時ファッシストの組合と融合するやうに見へたけれども、實際さうは行かなかつた。實狀は在郷軍人の組合に不利で段々其勢力を失墜せしめ、ファッシストの方の組合は之に反して追々に力を獲た。

然らばファッシストと社會主義者の作れる組合との關係如何にと見るに、ファッシストは必ずしも一概に反社會主義的であるといふわけでは無かつたが、その目的とする所は速かに國內の秩序を恢復し忌むべき無政府的狀態を打開して新組織を造るにあつたから、社會主義者の作れる組合にしても共產主義的のものど見られ非國家的と睨まれたるものは、猛烈に攻撃せられ押潰ぶされてしまつたのである。

そしてファッシストは自己指導の下に新たに共同組合を組成せしむること、

なり、押潰したる組合をも新たなる立場の上に復活せしむるに努めた。ムッソリーニ氏自身も共同組合運動に對しては同情を有する者であつて、彼は一九二二年十一月十三日に宣言を發して、共同組合がその本分を忘れて政治上や宗教上の争に没頭することなく、社會公共の福利の爲めに着實に働くものである限り大いに推奨すべきものたるを明かにし、かゝる組合である限りそれは自己責任の養成所であり訓練の學校であると説いた。そして組合は國家からたゞ徒らに財的補助を受けることを思はないで、自立するに努むべきものである。國家は之に對してたゞモラルな援助を與ふるに過ぎざるべき筈のものだと喝破した。

斯くて共同組合はこの大方針に従ひ、一つには純經濟的運動として進み政治上及び宗教上の黨派から超越すべきこと、二つには財的に自給自足たるべきことを立場として新たに陣容を整ふることゝなつた。そして一九二一年にはフ

アッシスト組合の本營として *Sindacato Italiano delle Cooperative* が設けられ、其後此派の共同組合の發展は著しいものであつた。即ち一九二三年七月に催されたるフアッシスト大協議會の折に示されたる所によれば、所屬組合數一、八四六、組合員數三四八、二七〇人、資本金四二、七五〇、〇〇〇リール、取扱金額六五〇百萬リールであつて、既設聯合會四三建設中のもの二〇であつた。盛なりと謂はなければならぬ。⁸⁾

以上示す所によつて見れば、伊太利に於ける農業社會化運動は、純然たる社會主義的計畫に依て行はれんとするものもあれば、又産業組合主義に據て共同主義の加味を以て満足するものもあり、之を一の纏つた社會化運動と見ることは困難である。それに又フアッシストの立場とする所もたとへ大體に於て國家主義的なりとはいへ、十分明確ならざる點もある次第なれば、此等の諸勢力の

8) 以上 Lloyd, op. cit. p. 97-114

下に行はれる共同組合運動は、其の立場と目的と任務とについて、甚だ混雜せる所あるを知らなければならぬ。従て眞んどの社會化運動と見らるべきものは運動中の一分枝を爲すに過ぎざるを否み難い。そして社會主義的傾向が勢力を占めたる否とにより、時の一般狀況の推移に従て農業に於ける共同組合運動も、或は大いに農業社會化の目的に接近することもあれば、又之を遠かり行くこともある。ファッシストが實權を掌握して居る現狀に於て、運動が一般的に社會主義的傾向に遠ざかるは、洵に止むを得ざる所であつて、社會化運動としての勢力は抑壓せられこそすれ、大いに促進さるゝことのないは想像に難からざる所である。共同組合運動は一般的に産業組合主義に傾くを免れ得ない筈である。

特に共同組合運動に對して、ファッシストが運動の政治的臭味を去り、之を純然たる經濟運動たらしめんとする態度は最も注目し値する所たらざるを得ない。徹底せる農業社會化運動は或程度までは政治的運動たる性質を帯ぶるを避け難いのであつて、その運動から政治運動を取去つてしまふことは、運動の熱を抜き去る所以たるに外ならず、斯くて運動は所詮大いなる改革運動とはなり得ざるに終るべきを察知するに足りる。今後伊太利の政局が如何に變轉しファッシズム政治がどこまで續き又どこまで發展するか知れないが、その消長如何はやがて農業社會化運動の上にも影響する所となり、それが社會主義的なる運動に傾くか、産業組合主義程度の共同化により多く傾くかは、大體之に依て定まることであらう。事實をして之を決定せしめる外はない。

五 ツェッコ・スロヴァキア國の

土地制度改革

一 戦後諸國の土地制度改革運動

世界大戦以後歐洲大陸諸國に在つては、土地の所有状態を改革すべき必要が大いに感ぜられて、諸國にその實行を見るに至つた。そしてそれは一方に於ては土地の社會化運動として行はれ、他方に於ては自作農創定の事業又は國內植民の事業として行はれたのであるが、何れも古くより諸國に之を見たる廣義の土地制度改革運動 *Bodenreform* od. *Bodenbesitzreform* の發現と見るを得べきものである。そして又その運動の行はれるに就いては、社會主義的な特に共產主義的な思想と要求とが、之を促したのもあるし、又さうではなくて單純なる

國內植民といふ經濟政策上の必要を主とし之に社會政策上の必要を加味したやうな目的から行はれたのもある。即ちその動機と目的とは必ずしも一樣でないし、特にその直面の必要に至つては固より甚だ區々であるけれども、兎も角土地の所有状態を改革し若しくは改善して、一面にはその状態の餘りに不平均なるより來る生産經濟上と社會生活上の弊害を除き、他面には之に依て生産經濟上と社會生活上とに新たなる利益と調和とを齎さんとする積極と消極との目的の爲めに、廣く諸國に涉つて大いなる活氣を以て此事業の行はれたことは、大戦後に於ける最も注意すべき出來事の一と謂はねばならぬ。

併し大戦後諸國に行はれたる土地制度改革運動は、大體に於て三様に種別されたるを見通してはならぬ。一は共產露西亞の之を行つたものであつて、謂ふ迄もなく共產主義の計畫に依り土地の私有制を全廢し農事經營をも成るべく公共の手に收めて行はんとせる完全なる社會化の企圖これである。二はツェッコ

スロヴァキア、洪牙利、ルトマニア其他歐亞の中間に在る諸國の行へるものであつて、國家の手に依り強制的に土地を收用し或は之を國有地と爲し或は之を自作農民に分割譲渡せんとする計畫これである。三は私的事業として公共の援助の下に土地分割と自作農扶植の事業を行ふ政策これであつて、獨逸の行へるものである。此等三種の運動は各々多少づゝ其の方策の立場と目的と實行方法を異にして居る。露西亞では曾て私が之を論示したやうに、¹⁾當初の計畫は全然土地の私有制を廢止して共同生産組合に依る農事經營を行はしむる方針であつたのだが、實際に於ては封建的な從來の状態を改革して大農制を打破し其代りに自作農的な農業状態を造り出すに終つてしまつた。併しとにかく革命後土地制度と農業状態とは大變革が行はれ、土地所有制に關する法律觀念の大變化と土地分配の實狀に於ける著しき變動とが齎されることとなり、農地の八割五分は小農民の手中に歸してしまつた。

1) 經濟論叢第十五卷第六號所載拙稿『勞農露國の農業』拙著『農業社會主義と組合社會主義』八九——一二四頁

次に歐亞中間の諸國に於ける改革運動は、やはり政治的變革と共に行はれたのであつて、元來此等の諸國には大農地所有が廣く行はれて居て、地主と農村無產者との階級的分裂が著しく、特に人種上の區別もあつて、土地制度改革は、經濟上の必要と社會上並びに政治上の顧慮との下に行はれざるを得なかつたのである。そして此等の國々に於ける土地制度改革事業に共通なる點は、一地主の所有し得べき土地の廣さに對して一定の最大限度を定め、其限度以上に廣き土地を所有する者からはその限度以上に出づる部分を公共的に收用し之を分割して内地移住の事業を行ひ、農村の無產者に土地を得せしめて自作農民として落付くやう、色々と込入つた實行方策の下に土地所有の分配状態を整理することであつた。²⁾

次に獨逸に行はれたる土地制度改革事業は、戰前から夙に行はれて居た所の内地植民の事業を繼續して然かも一層有效に行はんとするのであつて、戰後發

2) J. Wiehen, Die Bodenreform der Tschechoslovakischen Republik, Berlin 1914, S. 11

布された移住法や家産法に據り、土地は私的取引に依て之を買収し移住會社が先買權を有するものとせられ、若し其道に依て土地買収の出來難い場合には、或限定されたる收用法の適用に依りて之を得ることの出來るものとせられたのである。³⁾ 従て其の事業は歐亞中間諸國に於けるほど國家的に踏込んだものでなく、國家自身の事業として之を行はないで其事業の爲に造られたる團體の手に依て行ふものとせられた。

右の如く多少づゝ相違せる土地制度改革事業について比較研究を試むることは、洵に意義あることであるが、私は既に露西亞の土地社會化事業と獨逸の自作農創定的な内地植民事業とについては、一通りの研研を爲して所見を公にしたから、茲には歐亞中間諸國に於ける土地制度改革事業を窺ふべく就中ツェッコ・スロヴァキアに行はれたる所を觀察してみたいと思ふ。

3) 經濟論叢第十九卷第三號所載拙稿『獨逸の國內植民事業』拙著『農村研究』九七——一二七頁

二 ツェッコ・スロヴァキア共和國

領域内の農村狀態

人も知るが如く、ツェッコ・スロヴァキア共和國はもとの奥太利のボヘミア地方に當るのであるが、同地方に在つては、古くから大地主制が廣く行はれ、然かも古くは大地主は即ち領主であつたから、普通農民との間に大いなる階級的區別が存して、一方は命令者たり支配者たり、他方は服従者たり從屬者たる關係に在つた。そして封建的な領主權の亡びてから以後に於ても、大地主制と階段的區別とは依然として存續し、農民の多くは無産者として單純なる農業勞働者たるに過ぎなかつた。そして尙ほ同地方に在つては、大地主中には外國系統の者が多くて、其の手中に土地所有の段々兼併される勢は永い間繼續して現代に及んだのである。従て農村の事情は頗る複雑で政治的にも經濟的にも社會的

にも中々込入つた習弊多きものであつた。

然るに同國一般の經濟發達の程度からいへば、農業は甚だ重要な地位を占め、農業に従事する人口は同國がまだ奥太利の一部であつた一九一〇年に行はれたる人口調査に依れば、總人口の四割二分を占めて居た。そして同地方には獨逸人とツェック人とが住んで居て國を成して居るのだが、農地の中で地味の豊饒な地方には主にツェック人が居住し、ツェック人は總人口に對しては六割二分強に當り、農業従事者中に在つてはツェックは實に七割強を占めて居る。されば土地制度改革の問題に關しても國內の獨逸人系の者よりもツェックの方がより以上の利害を感じ又より多く之を必要としたのである。蓋し獨逸人の中に在つては土地を所有しない者は少いに反して、ツェックの方にはそれが多いからである。即ち百人の農業従事者中獨逸人に在つては三十一人は自立せるもので三四・八人が労働者なるに反して、ツェック人側ではたゞ二十九人が自作者

で三六・二人は労働者であつた。加之大農地制は獨逸人の居住する地方に在つてはツェック人の居住する地方に比し遙かに僅少な意義しか持つて居なかつたのである。

然るに翻つて同國に於ける一般的土地分配状態を見れば、小農地所有又は過小農地所有の割合は實に多く、總所有地中凡そ其半數は半ヘクタール（凡そ我五反に當るのだが水田米作ならず畑作の行はれる歐洲の實狀として五反歩所有では農家はどうにも食つて行けない）以下の面積しか無かつたのである。然かもかゝる小所有地全體を合して其の面積を見れば全地面積の僅か一・三%にか及ばない。そして總所有地數中の八割二分は五ヘクタール以下の面積の所有地であつて、然かもその總面積は全地面積の一三・七%にしか當らない有様だつた。由來同國では（獨逸あたりでも大體同様だが）二ヘクタール以下の面積を所有して居ては一家の生活は出來難いものとなつて居る。従て之を過小農地と